

平成 27 年度 大島町復興計画推進委員会 名簿

| No,  |    | 氏 名    | 役 職                 |
|------|----|--------|---------------------|
| 委員長  |    | 白井 岩仁  | 大島観光協会長             |
| 副委員長 |    | 植松 豊   | 大島町消防団 総務部長         |
| 委員   | 1  | 佐藤 勝人  | 大島町議会総務文教経済常任委員会委員長 |
|      | 2  | 橋本 博之  | 大島町議会住民福祉環境常任委員会委員長 |
|      | 3  | 鶴崎 勝彦  | 大島町商工会長             |
|      | 4  | 木村 修   | 大島社会福祉協議会長          |
|      | 5  | 白井 雅恵  | 大島町婦人会 前元町支部長       |
|      | 6  | 橘田 竹弘  | 副町長                 |
|      | 7  | 高橋 義徳  | 防災対策室長              |
|      | 8  | 向山 正弘  | 政策推進課長              |
|      | 9  | 野村 昌宏  | 観光産業課長              |
|      | 10 | 永田 剛   | 地域整備課長              |
|      | 11 | 金澤 大介  | 大島支庁土砂災害対策担当課長      |
|      | 12 | 安孫子 昌弘 | 大島支庁土木課長            |
|      | 13 | 大谷 英雄  | 大島支庁産業課長            |
|      | 14 | 岡野 弘   | 町民公募委員              |
|      | 15 | 清水 勝子  | 町民公募委員              |
|      | 16 | 那知 修三  | 町民公募委員              |
|      | 17 | 山本 仁   | 町民公募委員              |
|      | 18 | 横川 江美子 | 町民公募委員              |

## 復興事業一覧及び主要事業概要

## 1. 復興事業一覧

大島町復興計画の期間と復興の柱ごとのスケジュール（大島町復興計画）

|                               | 前期<br>平成 26～28 年度                                                                                                                                                                                                                                                     | 中期<br>平成 29～31 年度 | 後期<br>平成 32～35 年度 |
|-------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|-------------------|
| 大島町復興計画                       | <p>被災者の意向を尊重し、個々の被災状況に応じた生活再建の目途が立つことをめざします。</p> <p>活気と魅力ある島の再生を図り、東京オリンピック・パラリンピック開催にあわせ「元気な大島」を発信します。</p> <p>「復興でめざす島の姿 - 安心と笑顔があふれる美しい島 -」の実現<br/>           ①自然と共生する災害に強い島<br/>           ②自然や文化、人とのふれあいなど、心やすらぐ島<br/>           ③誰もが訪ねたくなる、移り住みたくなる、賑わいに溢れた島</p> |                   |                   |
| 復興の柱1<br>被災者生活<br>再建支援        | <p>被災者への資金等の支援<br/>住宅再建の支援<br/>多様なサービスの提供<br/>情報提供と相談体制の確立</p> <p>(必要な時に必要な支援を継続して実施)</p>                                                                                                                                                                             |                   |                   |
| 復興の柱2<br>地域基盤・<br>インフラの<br>復旧 | <p>地域基盤の整備、インフラの復旧と機能強化</p> <p>がれき等の撤去処分</p>                                                                                                                                                                                                                          |                   |                   |
| 復興の柱3<br>産業・観光<br>復興支援        | <p>島内企業の早期再建と商工業の振興、農業の早期再建と振興、水産業の早期再建と振興、観光振興の推進</p>                                                                                                                                                                                                                |                   |                   |
| 復興の柱4<br>防災まちづくり<br>の強化       | <p>台風 26 号に伴う豪雨災害の検証と地域防災計画の改訂、災害情報の連絡体制の再構築、災害対応力の強化、島内避難体制の再構築、避難施設の強化等、災害教訓の伝承と地域防災力の向上</p>                                                                                                                                                                        |                   |                   |
| 元町地区の復興<br>まちづくり計画            | <p>事業計画策定 住宅再建支援、生活道路・公園等の整備・大金沢流路改修</p>                                                                                                                                                                                                                              |                   |                   |
| 【参考】<br>大島町基本構想<br>・基本計画      | <p>第 5 次基本構想・基本計画</p> <p>第 6 次基本構想・基本計画（平成 28～35 年度）</p>                                                                                                                                                                                                              |                   |                   |

大島町復興計画 復旧・復興事業一覧

| 復興の柱      | 主な施策                      | 事業概要                                                       | 実施期間 |     |     |      | 担当課              | 平成26年度までの事業実績<br>(件数、金額、作業実績等)                                                                                                                             | H27予算<br>(百万円) | 平成27年度の具体的な事業内容<br>(予定件数、金額、作業内容等)                                                                                          |
|-----------|---------------------------|------------------------------------------------------------|------|-----|-----|------|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|           |                           |                                                            | H26  | H27 | H28 | H29～ |                  |                                                                                                                                                            |                |                                                                                                                             |
| 被災者生活再建支援 | ①被災者への資金等の支援              |                                                            |      |     |     |      |                  |                                                                                                                                                            |                |                                                                                                                             |
|           | 義援金の支給                    | 義援金配分委員会で定められた対象への義援金の配分を行う。                               | ○    | ○   | △   | △    | 福祉けんこう課          | ・第一次配分:25年度 188件109,775千円。26年度 11件8,550千円<br>・第二次配分:25年度 448件66,980千円。26年度 23件3,620千円<br>・第三次配分:25年度 402件394,730千円。26年度 71件61,430千円<br>※△は、未支給者の申請により変更となる | 0              | ・1世帯2名を除き、配分終了<br>・未申請分については、申請のあった段階で対応を図る                                                                                 |
|           | 災害弔慰金の支給                  | 災害により死亡(又は行方不明)の方の遺族へ弔慰金を支給                                | ○    | ○   | △   | △    | 福祉けんこう課          | 25年度 24名70,000千円<br>26年度 4件12,500千円 (未支給3名)<br>※△は、未支給者の申請により変更となる                                                                                         | 10             | 未申請分については、申請のあった段階で対応を図る                                                                                                    |
|           | 被災者生活再建支援金の支給             | 土砂災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援金を支給する。               | ○    |     |     |      | 福祉けんこう課          | 基礎支援金: H25年度61世帯49,000千円。H26年度4世帯3,500千円。                                                                                                                  |                | ※平成26年11月15日受付終了                                                                                                            |
|           | 災害援護資金貸付                  | 災害で負傷又は住居、家財に被害を受けた方を対象に、350万円を限度に低利で貸し付ける(市町村)            |      |     |     |      | 福祉けんこう課          | 申込み期間:平成25年11月21日から平成26年1月31日まで<br>貸付概要:4世帯 14,600千円                                                                                                       |                | ※平成26年1月31日受付終了                                                                                                             |
|           | 遺児生活支援事業                  | 土砂災害により、両親又はその一方が死亡又は行方不明となった児童の就学及び修学並びに生活の支援のため支援金を支給する。 | ○    | ○   | ○   | ○    | 福祉けんこう課          | 26年度 4名1,268,161円                                                                                                                                          | 1              | 引続き、支援を実施<br>※対象予定者 4名 1,560千円                                                                                              |
|           | 児童生徒通学支援事業                | 被災児童の仮設住宅からの通学の支援をする。児童については通学バスで対応し、中学生はバス回数券を支給する。       | ○    | ○   |     |      | 教育文化課            | 25年度 スクールバス委託費41日間309,960円、バス回数券2名9,600円<br>26年度 スクールバス委託費228日間1,773,840円、バス回数券1名10,200円                                                                   | 2              | 引続き、支援を実施                                                                                                                   |
| 被災者生活再建支援 | ②住宅再建の支援                  |                                                            |      |     |     |      |                  |                                                                                                                                                            |                |                                                                                                                             |
|           | 被災者生活再建支援金(加算支援金)の支給      | 土砂災害で住宅が全壊又は大規模半壊した者が、新たに住宅を建設、購入、補修又は賃借した際に支給する。          | ○    | ○   | ○   |      | 福祉けんこう課          | ・加算支援金:25年度 11世帯7,875千円。26年度 6世帯8,500千円。<br>・都制度支援金:25年度 2世帯1,978千円。26年度 2世帯2,400千円。                                                                       | 20             | ・加算支援金: H28.11.15まで支給申請受付<br>・都制度支援金: H28.3.31まで支給申請受付(引続き28年度申請延長を要望予定)                                                    |
|           | 大島町住宅再建支援補助金              | 被災者生活再建支援金(加算支援金)に加えて、町事業として、住宅再建(補修、建設・購入)のために必要な経費を支援する。 | ○    | ○   | ○   |      | 土砂災害復興推進室        | 26年度 購入5件(300万円/件) 修繕2件(100万円/件)                                                                                                                           | 30             | 引続き、支援を実施<br>※平成28年11月15日まで受付                                                                                               |
|           | 災害公営住宅建設事業                | 復興対策住宅(RC2階建 2棟24戸)建設(家の上地区 1棟14戸、岡田地区 1棟10戸)              | ○    | ○   |     |      | 地域整備課            | 26年度 実施設計費等32,292千円                                                                                                                                        | 928            | ・復興住宅岡田地区 契約金額 284,443,480円(工期:平成27年3月5日から平成28年1月20日)<br>・復興住宅家の上地区 契約金額 348,254,180円(工期:平成27年5月20日から平成28年3月24日)            |
|           | 擁壁等崩落防止事業                 | 土砂災害により崩壊した擁壁等の復旧工事を実施し、二次災害の防止を図る。                        | ○    |     |     |      | 地域整備課            | 26年度 申請17件                                                                                                                                                 |                | ※平成26年10月15日受付終了                                                                                                            |
|           | 浄化槽修理新設事業                 | 合併浄化槽を新たに設置する者に対して補助金を交付する。                                | ○    |     |     |      | 地域整備課            | 26年度 土砂災害により被害を受けた方からの申請は0件                                                                                                                                |                | 引続き、支援を実施                                                                                                                   |
| 被災者生活再建支援 | ③多様なサービスの提供               |                                                            |      |     |     |      |                  |                                                                                                                                                            |                |                                                                                                                             |
|           | 応急仮設住宅管理                  | 応急仮設住宅の浄化槽、受水槽、街路灯など共用部分を適切に維持管理する。                        | ○    | ○   |     |      | 地域整備課            | 46戸設置 32世帯76人入居 (平成27年4月1日現在)                                                                                                                              | 2              | 平成28年2月1日 復興住宅(岡田地区)入居開始 予定<br>平成28年4月1日 復興住宅(家の上地区)入居開始 予定<br>仮設住宅入居期間延長都へ依頼(4月30日まで)<br>入居者移転完了後、仮設住宅解体撤去。住宅敷地内現状復旧(28年度) |
|           | 生活支援相談の実施                 | 土砂災害の被災者の生活支援のため、社会福祉協議会に『生活支援相談員』を設置し、被災者の支援を実施する。        | ○    | ○   | △   |      | 福祉けんこう課          | 25年度及び26年度:「こころとからだの健康相談・健康調査とその後のフォロー」活動実施<br>26年度:被災者生活支援連絡会を設置、被災1年後の健康調査を実施                                                                            | 6              | ・「こころとからだの健康相談」については、フォローが必要な方を中心に継続して実施<br>・被災者生活支援連絡会を毎月開催し、情報の共有と支援の協力体制の構築を継続<br>※平成28年度も引続き支援体制を検討していく。                |
|           | 医療費一部負担金の減免               | 災害により直接負傷した被災者に対する治療費の一部負担金を減免し、生活再建に支障をきたさぬよう支援する。        | ○    | ○   |     |      | 住民課              | 25年度 被災者76件、5,175,226円。<br>26年度 17件、280,835円。<br>※支援件数も減少し、負傷者の治療もほぼ完治へ向かい被災前の生活を取り戻しつつある状況                                                                | -              | ほとんどの被災者が完治に向かっているが、リハビリ等未だ治療を要する被災者を支援していく                                                                                 |
|           | 負傷者通院費の補助                 | 災害により負傷した被災者の治療に要する交通費を補助する。                               | ○    | ○   |     |      | 福祉けんこう課          | 25年度 7名1,749,013円<br>26年度 2名470,120円<br>※「医療費一部負担金の減免」事業にリンクする                                                                                             | 1              | ほとんどの被災者が完治に向かっているが、リハビリ等未だ治療を要する被災者を支援していく                                                                                 |
| 被災者生活再建支援 | ④情報提供と相談体制の確立             |                                                            |      |     |     |      |                  |                                                                                                                                                            |                |                                                                                                                             |
|           | 土砂災害復興推進室の設置              | 平成26年11月に課相当の組織を設置した。                                      |      |     |     |      | 土砂災害復興推進室        | 平成26年11月に土砂災害復興推進室を設置<br>復興推進係、復興整備係の2係体制で発足                                                                                                               | -              | 用地係を新規設置、室員増員                                                                                                               |
|           | 司法書士無料法律相談<br>電話による無料法律相談 | 東京司法書士会、第二東京弁護士会による無料法律相談を実施する                             | ○    | ○   | ○   | ○    | 土砂災害復興推進室<br>総務課 | 平成25年11月21日～27日 無料法律相談実施<br>その後も定期的に、司法書士や弁護士による無料相談を実施                                                                                                    | -              | 引続き、支援を実施                                                                                                                   |

| 復興の柱                  | 主な施策                                                   | 事業概要                                                                                                    | 実施期間 |     |     |       | 担当課                                        | 平成26年度までの事業実績<br>(件数、金額、作業実績等)                                                                                           | H27予算<br>(百万円)      | 平成27年度の具体的な事業内容<br>(予定件数、金額、作業内容等)                                                                          |
|-----------------------|--------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----|-----|-------|--------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                       |                                                        |                                                                                                         | H26  | H27 | H28 | H29～  |                                            |                                                                                                                          |                     |                                                                                                             |
| 地域基盤・インフラの復旧          | ①地域基盤の整備                                               |                                                                                                         |      |     |     |       |                                            |                                                                                                                          |                     |                                                                                                             |
|                       | 町道災害復旧事業                                               | 本村三原山線道路(御神火スカイライン)ほか、被災した町道の復旧工事を行う。                                                                   | ○    | ○   |     |       | 地域整備課                                      | 総延長約6,000m、総事業費約12億円のうち 26年度実施274,392千円                                                                                  | 956                 | 御神火スカイライン他 27年度施工・復旧予定                                                                                      |
|                       | 災害復旧に伴う用地測量                                            | 大金沢流路沿い町道整備及び神達地区都市計画公園整備に合わせて用地測量を実施する。                                                                | ○    | ○   |     |       | 土砂災害復興推進室                                  | 26年度 町道整備における用地測量は終了<br>契約3本。ただし設計費含む 計59,410,800円<br>(内訳21,373,200円、9,104,400円、28,933,200円)                             | -                   | 神達地区都市計画公園整備における用地測量については27年度以降実施                                                                           |
|                       | 元町地区雨水排水処理整備事業                                         | 元町地区内町道の排水構造物及び排水能力を調査し、大島支庁とも連携のうえ、排水整備計画を策定する。                                                        | ○    | ○   | ○   | ○     | 地域整備課                                      | 26年度<br>・排水処理整備計画策定、検討委託及び調査委託実施<br>・東京電力周辺道路排水緊急整備工事施工<br>(工事費4,000千円、調査委託56,000千円)                                     | 40                  | 調査、検討結果により整備工事を実施                                                                                           |
|                       | ②インフラの復旧と機能強化                                          |                                                                                                         |      |     |     |       |                                            |                                                                                                                          |                     |                                                                                                             |
|                       | 庁舎自家発電設備改修事業                                           | 災害発生時に停電による業務の停滞を避けるため、自家発電能力の向上を図る。                                                                    |      | ○   |     |       | 総務課                                        |                                                                                                                          | 5                   | ・基本設計(4～7月)<br>・大型発電機及び庁舎改修工事(8月下旬入札、9月～28年5月)<br>※設置場所は、庁舎地下1階(旧ボイラー室)を予定。部屋の扉等を工夫し、一定程度の土砂や津波被害に耐えられるよう検討 |
|                       | 大島老人ホーム自家発電設備改修事業の助成                                   | 災害発生時の要配慮者の避難所として協定を締結している大島老人ホームにおいて、停電時の電力確保のため自家発電設備整備事業の助成を行う。                                      |      | ○   |     |       | 住民課                                        |                                                                                                                          | 32                  | 平成27年6月設置完了予定                                                                                               |
|                       | ③がれき等の処分撤去                                             |                                                                                                         |      |     |     |       |                                            |                                                                                                                          |                     |                                                                                                             |
|                       | 災害廃棄物等処理事業                                             | 膨大な量の災害廃棄物等について、迅速かつ適切に処理を行う。                                                                           | ○    |     |     |       | 地域整備課                                      | 25年度 983,124千円 26年度 3,816,637千円                                                                                          |                     |                                                                                                             |
|                       | 産業・観光復興支援                                              | ①島内企業の早期再建と商工業の振興                                                                                       |      |     |     |       |                                            |                                                                                                                          |                     |                                                                                                             |
| 中小企業再建に対する金融支援        |                                                        | 被害を受けた中小企業が早期復旧を果たせるよう、営業再開や経営安定に必要な資金に対して利子補給等により、負担軽減を図る                                              | ○    | ○   | ○   | ○     | 観光産業課                                      | ・直接被害への支援 18件 356,971千円(利子補給)<br>・間接被害への支援 23件(セーフティネット4号承認)<br>26年度 利子補給 16件 745,758円                                   | 1                   | 引続き、支援を実施                                                                                                   |
| 大島町中小企業再建支援補助         |                                                        | 被害を受けた中小企業の事業再建のために必要な施設・設備の購入や修繕等に要する経費を補助する。                                                          | ○    | ○   |     |       | 観光産業課                                      | 26年度<br>・新築・購入 6件 17,198千円<br>・修繕 14件 12,412千円                                                                           | 30                  | 引続き、支援を実施<br>※平成28年3月31日まで(必要に応じて期間延長することもあり)                                                               |
| ②農業の早期再建と振興           |                                                        |                                                                                                         |      |     |     |       |                                            |                                                                                                                          |                     |                                                                                                             |
| 農地等災害復旧事業             |                                                        | 土砂災害により被災した農地及び農業用施設の復旧を支援する。                                                                           | ○    | ○   |     |       | 観光産業課                                      | 平成25年12月18日 農林水産省による実施査定                                                                                                 | 39                  | ・代替用地選定(第1～2四半期)<br>・実施設計(第2～3四半期)<br>・復旧工事(第3～4四半期)                                                        |
| ③水産業の早期再建と振興          |                                                        |                                                                                                         |      |     |     |       |                                            |                                                                                                                          |                     |                                                                                                             |
| 漁場災害復旧事業              |                                                        | 大量の流木等が流れ込んだ元町弘法浜、前半地域を、元的好漁場に戻すため、漁場内にある流木等を撤去し漁場の復旧を図る。                                               | ○    | ○   | ○   | ○     | 観光産業課                                      | 25年度 船外機12隻、延べ人数90人 3,135,000円<br>26年度 船外機54隻、延べ人数240人 12,962,500円                                                       | 10                  | 引続き、支援を実施                                                                                                   |
| 漁業振興のための助成事業          |                                                        | 被害の大きかった地区の稚貝放流について上乗せ補助を行う。                                                                            | ○    | ○   | ○   | ○     | 観光産業課                                      | 26年度 元町・岡田・野増<br>・アワビ56,700個、サザエ107,500個 総額1,005,325円<br>・都災害配布 サザエ450,000個                                              | 1                   | 元町(6月～8月) 岡田、野増(10月～11月)<br>・アワビ56,700個、サザエ107,500個<br>・都災害配布 サザエ450,000個                                   |
| つきいそ事業                |                                                        | 災害により土砂等が流入した海域に、割栗石やコンクリート製平板礁を投入し、漁場造成を行う。                                                            | ○    | ○   | ○   | ○     | 観光産業課                                      | 割栗石(自然石)3,141㎡(波浮港)24,986,600円                                                                                           | 30                  | 割栗石(自然石)3,000㎡(差木地)                                                                                         |
| 漁村地域防災力強化改修事業         |                                                        | 漁業協同組合が所有する共同利用施設の耐震診断を実施し、施設の耐震化を図り、災害時の避難場所等として利用する。                                                  | ○    | ○   |     |       | 観光産業課                                      | 25年度 波浮港製氷施設防災力強化改修工事(1F柱耐震補強シート張張他25,653,600円 波浮港平屋倉庫解体工事1,323,000円)<br>26年度 岡田売店防災力強化改修工事、耐震診断、1F柱耐震補強シート張他34,090,200円 | 37                  | 施設の耐震診断と耐震化工事を実施<br>(泉津荷捌施設施設、岡田畜養施設、野増倉庫施設、波浮畜養施設他)                                                        |
| ④観光振興の推進              |                                                        |                                                                                                         |      |     |     |       |                                            |                                                                                                                          |                     |                                                                                                             |
| 弘法浜遊泳場災害復旧事業          |                                                        | 弘法浜及び隣接する湯の浜に流入した土砂の撤去等整備を実施                                                                            | ○    | ○   |     |       | 観光産業課                                      | 26年度<br>・トイレ外給水配管復旧工事<br>・大金沢下流浚渫工事<br>・築堤土砂撤去工事                                                                         | 11                  | 湯の浜を中心に土砂の撤去等整備を実施<br>※27年度夏季までに完了予定                                                                        |
| 大島町観光プール(仮称)整備事業      |                                                        | 弘法浜プールに代わる、新たなプールを建設する。                                                                                 | ○    | ○   |     |       | 観光産業課                                      | 26年度<br>基本設計、実施設計を実施するも、契約不調となり工事発注できず                                                                                   | 357                 | 新設工事契約により、建設工事着手(年度内に完成予定)<br>※28年度夏季から運用開始                                                                 |
| 伊豆大島復興宣伝プロジェクト        |                                                        | 世田谷区商店街連合会の協力を得て、世田谷区の商店街において『元気です伊豆大島!! 感謝と復興』を掲げて復興宣伝プロジェクトを展開する。                                     | ○    | ○   |     |       | 観光産業課                                      | プロジェクト内容の企画                                                                                                              | -                   | 2回(6月、1月)実施予定                                                                                               |
| 2016アジア自転車競技選手権日本大会開催 |                                                        | 2016年1月アジア自転車競技選手権日本大会のロードレースを大島町西海岸コースにおいて開催する。土砂災害からの「復興」の一環として本大会を通じ、全国のサイクリストを受け入れる「自転車の聖地」の発信を目指す。 | ○    | ○   |     |       | 観光産業課                                      | 平成26年10月3日 第1回実行委員会・開催記者発表会<br>平成27年1月17日 第1回ロード委員会                                                                      | 70                  | ・実行委員会の開催(3回 4月、11月、3月)<br>・住民への周知、受入態勢の整備等、開催に向け準備<br>・平成28年1月19日～24日 大会開催                                 |
| 岡田港船客待合所施設整備事業        | 岡田港船客待合所施設整備に合わせ整備される大島町交流施設を中心に、観光客に島の魅力を伝える環境づくりを行う。 | ○                                                                                                       | ○    |     |     | 政策推進課 | 平成26年度 大島町と都の合併建築工事の契約手続きにおいて不調となり、工事発注できず | 135                                                                                                                      | 事業執行に向けて必要な予算要求を行う。 |                                                                                                             |

復興の柱

| 主な施策                       | 事業概要                                                                                              | 実施期間 |     |     |      | 担当課   | 平成26年度までの事業実績<br>(件数、金額、作業実績等)                                    | H27予算<br>(百万円) | 平成27年度の具体的な事業内容<br>(予定件数、金額、作業内容等)                                     |  |
|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----|-----|------|-------|-------------------------------------------------------------------|----------------|------------------------------------------------------------------------|--|
|                            |                                                                                                   | H26  | H27 | H28 | H29～ |       |                                                                   |                |                                                                        |  |
| ①台風26号に伴う豪雨災害の検証と地域防災計画の改訂 |                                                                                                   |      |     |     |      |       |                                                                   |                |                                                                        |  |
| 地域防災計画の策定                  | 土砂災害防止法に基づく区域指定により、風水害編の見直しを行い、各災害を踏まえた地域防災計画の策定を行う。                                              |      | ○   | ○   |      | 防災対策室 |                                                                   | -              | 土砂法による区域指定の結果を踏まえ、地域防災計画「風水害編」の改訂に向けた検討に着手し、早期の見直しを実施する。               |  |
| ②災害情報の連絡体制の再構築             |                                                                                                   |      |     |     |      |       |                                                                   |                |                                                                        |  |
| 防災行政無線設備等更新事業              | 老朽化の著しい岡田中継所の基地局設備について、平成27年度にアナログにて更新し、システムの安定化を図る。役場内操作卓についても、老朽化が著しいため、アナログ・デジタル兼用による設備の更新を行う。 |      | ○   |     |      | 防災対策室 |                                                                   | 64             | 防災行政無線岡田中継所及び役場内防災行政無線操作卓について、27年度中の設備更新を行う。                           |  |
| ③災害対応力の強化                  |                                                                                                   |      |     |     |      |       |                                                                   |                |                                                                        |  |
| 消防無線デジタル化                  | 情報伝達機能を強化するため、消防無線のデジタル化を行う。                                                                      | ○    | ○   |     |      | 消防本部  | 簗木山中継局、町役場庁舎、消防本部で実施                                              | 574            | 大島公園、勤労福祉会館他で実施予定                                                      |  |
| ④島内避難体制の再構築                |                                                                                                   |      |     |     |      |       |                                                                   |                |                                                                        |  |
| 避難計画の策定                    | 大島町土砂災害避難行動計画(暫定版)を策定する。土砂災害防止法に基づく区域指定後、本計画を策定する。                                                | ○    | ○   | ○   |      | 防災対策室 | 平成26年5月に「大島町土砂災害避難計画(暫定版)」を策定                                     | -              | 4月28日に東京都が公表した土砂法の基礎調査結果を踏まえ、暫定版の避難計画の見直しの検討に着手<br>年度内に策定予定            |  |
| ⑤避難施設の強化等                  |                                                                                                   |      |     |     |      |       |                                                                   |                |                                                                        |  |
| 庁舎センター系統空調設備更新             | 開発総合センター1階から3階までの空調機、室内外機の更新を行う。                                                                  |      | ○   |     |      | 教育文化課 |                                                                   | 12             | 平成27年4月改修工事　7月中旬工事終了予定<br>工事請負費12,884,940円                             |  |
| 「防災の手引」の作成                 | 住民等に分かりやすい、地震・津波・火山噴火・風水害等の災害に対応する「防災の手引」を作成し、日頃から防災意識の向上を図る。                                     | ○    | ○   | ○   |      | 防災対策室 | 地震・津波編、火山噴火編等について作成作業                                             | -              | 平成27年4月に「防災の手引」(地震・津波編)及び「津波避難マップ」を作成<br>今後、風水害編及び火山噴火編について、順次作成に着手する。 |  |
| ⑥災害教訓の伝承と地域防災力の向上          |                                                                                                   |      |     |     |      |       |                                                                   |                |                                                                        |  |
| 追悼式の開催                     | 犠牲者の冥福を祈るとともに、災害に強い、安心して住み続けられる町の復興をめざし、またその教訓を後世に語り継ぐため追悼式等を行う。                                  | ○    | ○   | ○   | ○    | 総務課   | 平成26年10月16日　島内関係機関とで追悼式を実施<br>平成26年10月26日　島外関係者・遺族・島内関係者による追悼式を開催 |                | 平成27年10月16日　島内関係機関とで追悼式、献花台での黙祷・町長の誓いの言葉・献花を実施予定                       |  |
| 災害記録誌作成                    | 平成25年台風26号による大島町土砂災害の災害記録誌を作成し、後世に残し、今後の防災に対する教訓・災害対応への一助とする。                                     |      | ○   | ○   |      | 防災対策室 |                                                                   | -              | 当時の資料を整理していく。また、今後、内容や構成についての検討を庁内にて協議することとする。                         |  |
| 社会科副読本改訂事業                 | 平成26年度社会科副読本改訂委員会を開催し、台風26号災害を掲載した副読本を平成27年度に配布する。                                                | ○    | ○   |     |      | 教育文化課 | 平成26年度に社会科副読本改訂委員会を5回開催し、改訂版完成(400冊　1,620,000円)                   | -              | 小学校3年生、4年生へ配布                                                          |  |

# 大島町復興計画推進委員会

## 復旧・復興事業報告

地域整備課

### 大島町災害廃棄物処理事業

#### 1 事業概要

平成25年台風第26号による土砂災害で発生した流木等の災害廃棄物等(推計約11万トン)を迅速に処理するため、都と連携し、区市町村や民間事業者の協力を得て、災害廃棄物の処理を行った。

#### 2 実施内容等

(1)大島町災害廃棄物処理方針の策定(平成25年11月14日)

- ①生活環境保全 ②町内処理の徹底 ③埋立削減・再資源化の促進 ④地域雇用の創出  
⑤地域海運業者の利用 ⑥経費削減努力 ⑦関係機関への協力要請

(2)大島町災害廃棄物等処理計画の策定(平成25年12月5日)

○災害廃棄物の処理期限は、平成26年12月までとする。

○処理見込量合計11万トンのうち、約3万トンを島外処理とし、東京都へ処理を依頼。

○島内の災害廃棄物等仮置場で選別・前処理を行い、島内外の処理先(利用先)へ搬出

(3)災害廃棄物処理実績

①先行処理実績

腐敗による悪臭・害虫等の発生によって生活環境悪化のおそれのある廃置等の産業廃棄物処理を平成25年12月25日までに約140トンを島外処理した。

②島内処理実績

可燃性廃棄物(木くず等)、コンクリートがら、土砂等 約22万トン

平成26年12月25日 大島町の島内処理作業終了

③島外処理実績

廃木材、廃タイヤ、可燃性廃棄物(木くず等)、建設混合廃棄物など 約1万2千トン

平成26年12月25日 大島町から島外搬出終了

平成26年12月26日 都内処理施設に搬入 島外処理終了

# 大島町災害廃棄物処理事業記録[概要版]・・・大島土砂災害により発生した災害廃棄物の処理経過報告・・・

平成 27 年 3 月  
大島町・東京都環境局  
公益財団法人東京都環境公社

## 第1章 初動期（発災直後～1か月）

- 平成 25 年 10 月 16 日、台風 26 号に伴い大島町に土石流災害発生
- 町の年間廃棄物処理量 9 年分の災害廃棄物発生。町は次の取組を開始
  - ・災害廃棄物撤去・・・町内 8 か所の一次仮置場に集積
  - ・災害廃棄物量推計・・・実測や「都がれき処理マニュアル」に基づく算定
  - ・災害廃棄物処理方針・・・町が処理できない災害廃棄物を島外処理
- 都は大島に職員を派遣し、町の取組に対して技術的な援助を展開

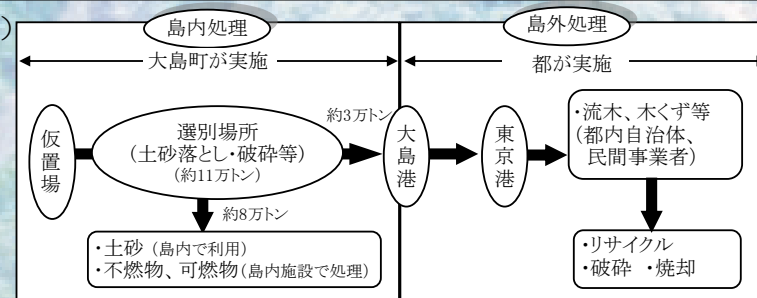


一次仮置場の状況

## 第2章 応急対応期（前期）（発災後3週間～2か月）

### 地方自治法に基づく事務の委託

- 町による島外処理に関する事務の委託
    - ・大島町議会議決（平成 25 年 11 月 28 日）
  - 都による島外処理に関する事務の受託
    - ・東京都議会議決（平成 25 年 11 月 29 日）
- ⇒町と都が分担して処理を進めることに



### 災害廃棄物等処理計画等の策定（平成 25 年 12 月）

- 災害廃棄物等処理計画の策定（町）
  - ・合計約 11 万トンの災害廃棄物、土砂等を種類別に処理方法（島内処理 or 島外搬出、処理方法、処理期間等）規定
  - ・本格処理に向けて二次仮置場の整備等開始
- 基本合意書の締結（特別区長会、町、都）
  - ⇒特別区の協力により区内清掃工場で処理できることに
- 災害廃棄物処理実施計画の策定（都）
  - ・島外処理する災害廃棄物約 3 万トンの船舶輸送、陸上運搬、処理方法、処理期間等決定（右記参照）

### 先行処理事業の実施（平成 25 年 12 月末まで）

- 町と都は、腐敗し悪臭・害虫が発生した廃置等を、平成 25 年 12 月末までに先行島外処理
- ⇒仮置場周辺住民の生活環境の改善を先行して実施

### 処理事業の事務分担

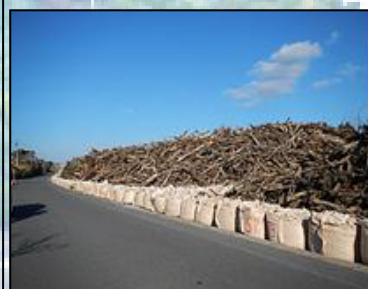


都処理実施計画（抜粋）

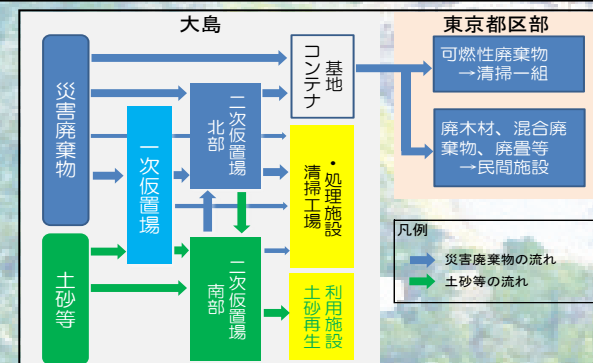
## 第3章 応急対応期（後期）（発災後2か月～8か月）

### 本格処理の実施と災害査定

- 町は平成 26 年 1 月から二次仮置場での作業を開始
- 町の島内処理、町と都の島外処理とも本格実施開始
- 東京都環境公社による災害廃棄物処理監理業務開始
- 平成 26 年 2 月、町と都は環境省に災害廃棄物事業費補助金交付を申請し、災害査定を受検



市街地内の一次仮置場解消状況（滑走路脇）



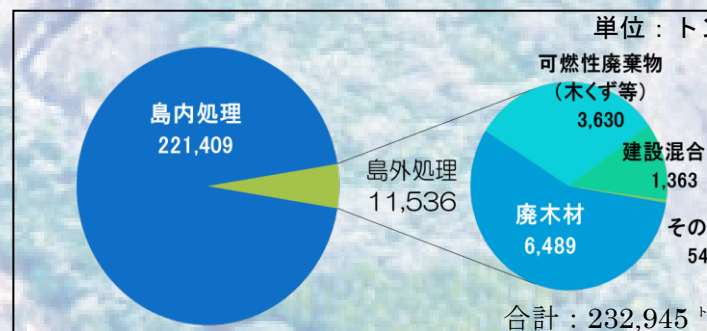
災害廃棄物等処理フロー（概要）

### 処理計画の一部変更と市街地一次仮置場の解消

- 平成 26 年 6 月、処理進捗に合わせ、町と都は島外処理量を約 1 万 2 千トンへ見直すなど、災害廃棄物処理計画を一部変更
- 市街地一次仮置場を平成 26 年 6 月 25 日に解消
- ⇒観光シーズン前に市街地内のがれきを撤去

## 第4章 復旧・復興期（発災後7か月～1年2か月）

- 処理計画どおり災害廃棄物処理が進み、平成 26 年 12 月 25 日に町が担当した島内処理が終了
- 翌 12 月 26 日には町と都が担当した島外処理も終了。これにより災害廃棄物処理が完了



島内外処理の内訳

| 災害廃棄物等の種別        | 処理量（トン） | 処理方法 | 処理先                  |
|------------------|---------|------|----------------------|
| 可燃性廃棄物（木くず等）     | 677     | 焼却   | 大島町野増清掃工場            |
| コンクリートがら         | 3,070   | 再資源化 | 大島リサイクルセンター          |
| 廃家電等             | 95      | 破砕   | 島内民間業者               |
| 金属類              | 311     | 再資源化 | 島内民間業者               |
| 不燃物、焼却残渣         | 283     | 埋立処分 | 大島一般廃棄物管理型最終処分場      |
| 安定埋立物（ガラス・陶磁器等）  | 51      | 埋立処分 | 大島町安定型最終処分場          |
| 計                | 4,487   |      |                      |
| 町運搬分（国交省補助事業含む。） | 111,307 | 資材利用 | 南部砂利採掘跡地、復旧工事、自然回復事業 |
| 支庁運搬分            | 105,615 |      |                      |
| 計                | 216,922 |      |                      |
| 合計               | 221,409 |      |                      |

島内処理量（品目別）



島外処理量の月別推移

| 災害廃棄物の種類      | 処理量（単位：トン） | 島外処理終了日（平成 26 年） |
|---------------|------------|------------------|
| ①廃木材（解体系廃木材）  | 47         | 2月20日            |
| ②布団           | 8          | 3月20日            |
| ③廃木材（流木系直木材）  | 5          | 3月28日            |
| ④廃タイヤ         | 7          | 9月17日            |
| ⑤可燃性廃棄物（木くず等） | 3,630      | 10月16日           |
| ⑥建設混合廃棄物      | 1,363      | 10月30日           |
| ⑦廃置           | 38         | 12月13日           |
| ⑧廃木材（流木系混合木材） | 6,437      | 12月26日           |
| 合計            | 11,536     |                  |

島外処理数量及び処理終了日

## 第5章 公益財団法人東京都環境公社の取組

- 東京都環境公社（公社）は、東日本大震災の災害廃棄物処理支援事業で培った実績・ノウハウを活かし、大島町災害廃棄物処理監理体制を整備し、右の業務を展開
  - ⇒公社の的確な業務監理は、処理・輸送事業者等の全面的な協力と相まって、円滑な災害廃棄物処理の実現に大きく貢献
- ・災害廃棄物の受入量管理業務
  - ・災害廃棄物の受入基準適合判定業務（都の受入基準に基づく、実地の性状確認等）
  - ・災害廃棄物の輸送監理業務（船舶・陸送）（統一様式による輸送伝票発行及びその管理等）
  - ・災害廃棄物の受入監理業務（処理施設との受入調整及び現地確認等）

## 第6章 新たに培った処理ノウハウや今後の課題

- 町、都、公社は、大島町災害廃棄物処理事業を通じて、以下の処理ノウハウを新たに培った。

### <実務的な処理ノウハウ>

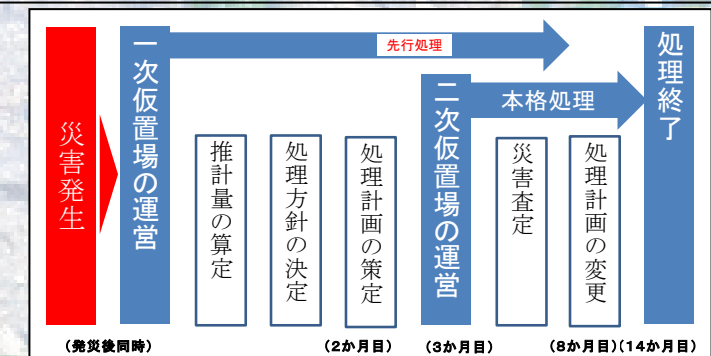
- 発災以降の業務経験を通じて得た様々なノウハウ
  - ・処理計画策定・進行管理
  - ・仮置場の確保・運営、がれき推計量算定
  - ・防災協定に基づく民間業者との連携方法
  - ・前処理、船舶輸送、運搬処理等の契約実務

### <災害廃棄物の船舶輸送システム構築>

- 島嶼災害処理に必須の船舶輸送システムを構築
  - ・船舶輸送用コンテナの開発
  - ・搬出、船舶輸送、処理計画の調和方法
  - ・天候不順による船舶輸送の欠航対応

- 処理事業を推進する過程で、今後解決すべき様々な課題が浮き彫りに。

- ①仮置場候補地の事前選定の必要性 ②再委託禁止規定による硬直的な執行体制 ③船舶輸送用コンテナ確保 ④平時からの災害廃棄物処理体制の構築・維持 ⑤都の契約規定上の制約（連名契約不可等） など



処理事業の流れ

### <災害廃棄物の再資源化>

- 災害廃棄物の再資源化推進（94%を再資源化）
  - ・仮置場における徹底した分別手法の確立
  - ・事業者と連携した廃木材再資源化技術開発
  - ・性状変化に合わせた柔軟な受入基準の緩和

<問合せ先>東京都環境局 資源循環推進部 一般廃棄物対策課 TEL03-5388-3478 FAX03-5388-1381

# 大島町復興計画推進委員会

## 復旧・復興事業報告

地域整備課

### 災害公営住宅建設事業

#### 1 事業概要

岡田地区及び家の上地区に RC 造 2 階建の復興住宅を建設する。

岡田地区は大島町定住促進住宅として、家の上地区は公営住宅として整備する。

#### 2 実施内容等

##### (1) 岡田住宅

施工場所: 大島町岡田字新開26

工 期: 平成 27 年 3 月 5 日～平成 28 年 1 月 20 日

構造概要: RC 造 2 階建 建築面積: 417. 39㎡ 延床面積: 608. 78㎡

戸 数: 単身用(43.30 ㎡)2戸、家族用(60.09 ㎡)8戸

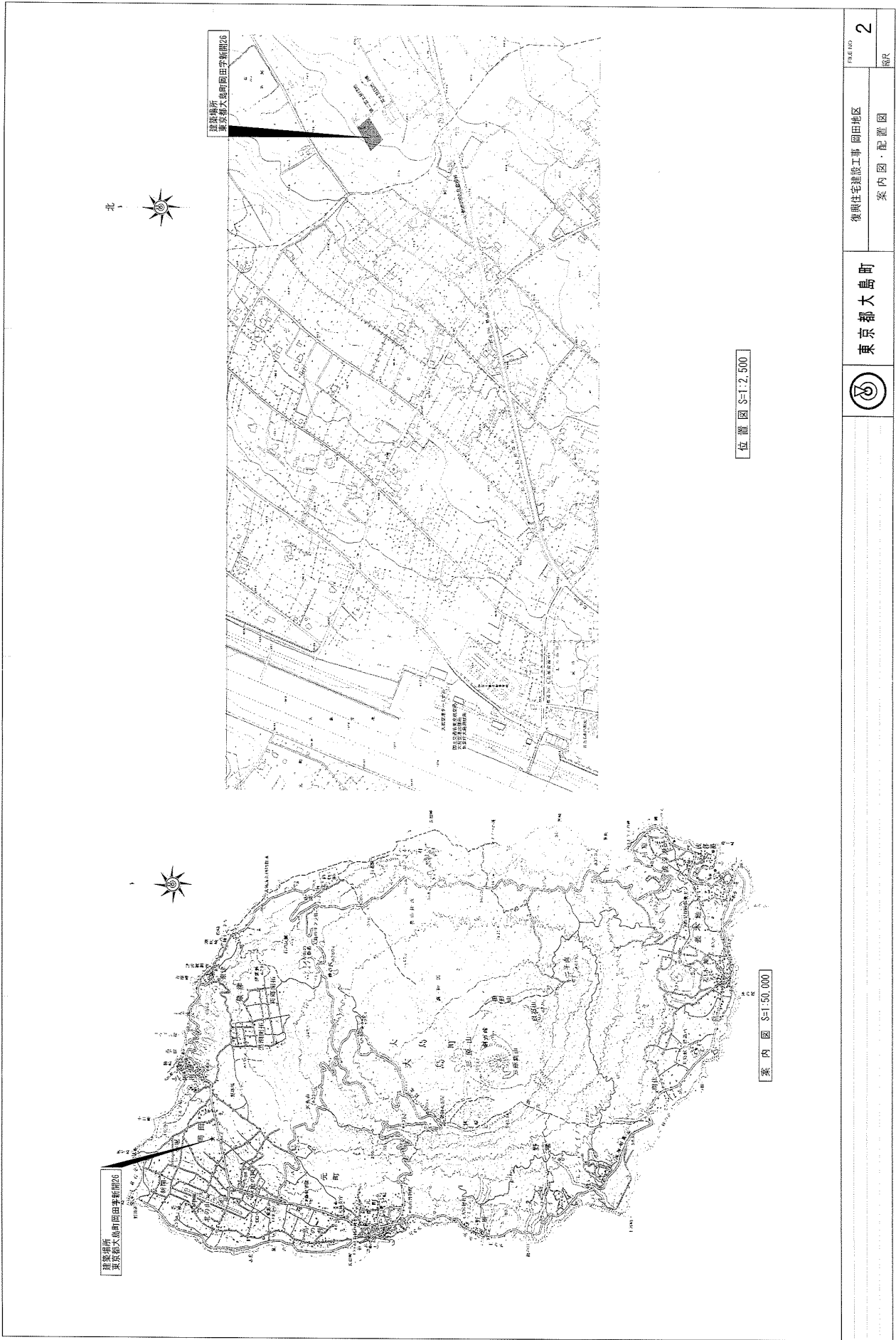
##### (2) 家の上住宅

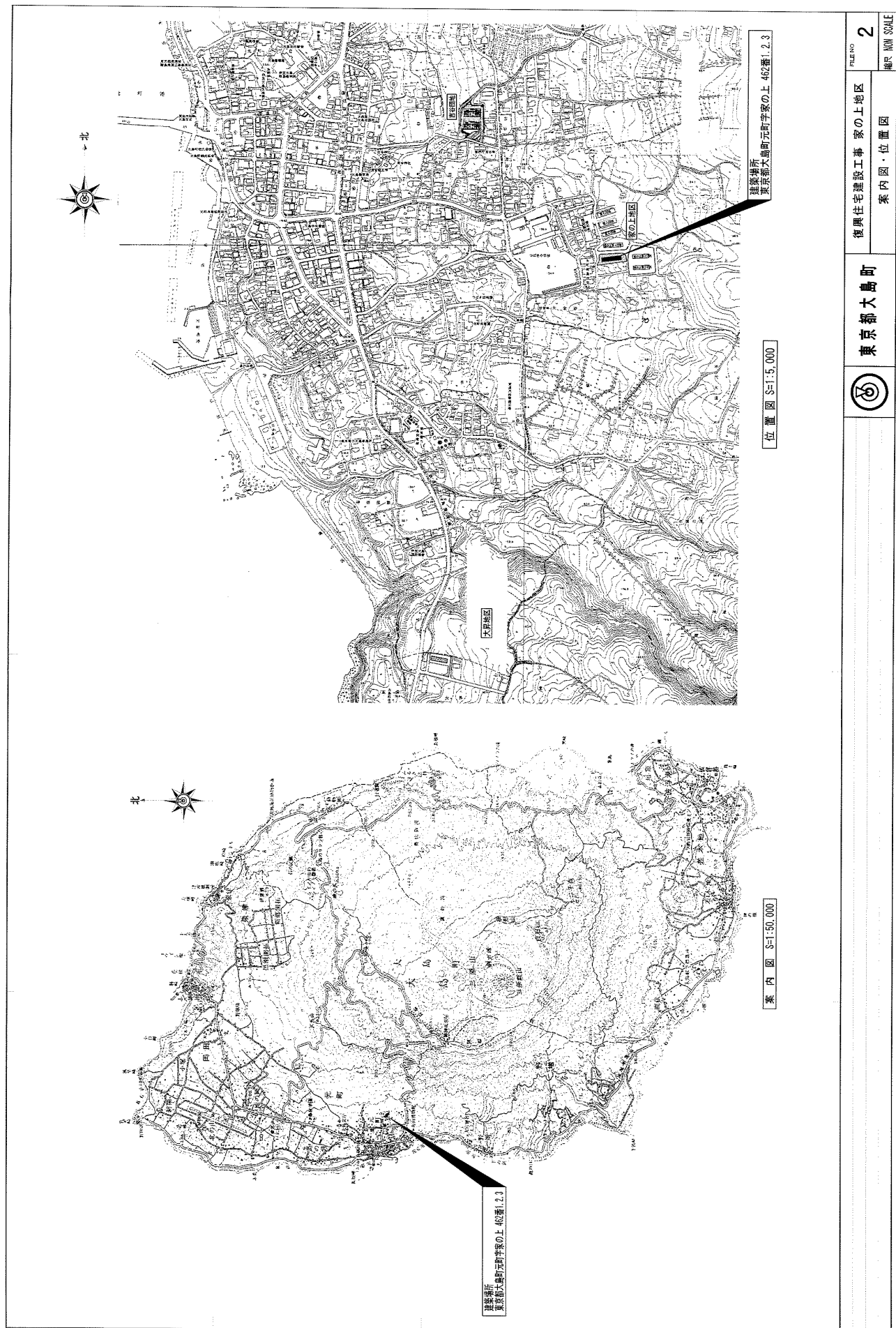
施工場所: 大島町元町字家の上462番2

工 期: 平成 27 年 5 月 20 日～平成 28 年 3 月 24 日

構造概要: RC 造 2 階建 建築面積: 485. 33㎡ 延床面積: 745. 07㎡

戸 数: 単身用(43.30 ㎡)8戸、家族用(60.09 ㎡)6戸





# 大島町復興計画推進委員会

## 復旧・復興事業報告

地域整備課

### 町道災害復旧事業 元村三原山線道路（御神火スカイライン）災害復旧事業

#### 1 事業概要

元村三原山線道路（御神火スカイライン）の復旧工事を行う。

#### 2 実施内容等

##### （1）執行計画及び執行状況

| 年度       | 項目                                                                                         |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 25 年度 | ・災害査定                                                                                      |
| 平成 26 年度 | ・道路詳細設計<br>・保安林解除申請<br>・国立公園道路変更協議書提出、特別地域内の工作物新築許可申請書提出<br>・国交省との査定内容変更協議<br>・道路災害復旧工事 施工 |
| 平成 27 年度 | ・道路災害復旧工事 施工<br>・成功認定対応                                                                    |
| 平成 28 年度 | ・成功認定対応、会計検査対応                                                                             |

##### （2）工期

- ・町災第1号 :平成 27 年 5 月 14 日～平成 27 年 8 月 28 日
- ・町災第2号 :平成 27 年 2 月 12 日～平成 28 年 3 月 25 日
- ・町災第3号 :平成 26 年 11 月 7 日～平成 27 年 7 月 31 日
- ・町災第4号 :平成 26 年 11 月 17 日～平成 28 年 3 月 10 日
- ・町災第5・6号 :平成 26 年 9 月 10 日～平成 27 年 2 月 20 日



## 元村三原山線(御神火スカイライン)工事箇所位置図



# 大島町復興計画推進委員会

## 復旧・復興事業報告

地域整備課

### 町道災害復旧事業 新高沢湯の浜線道路ほか 5 路線災害復旧事業

#### 1 事業概要

新高沢湯の浜線道路ほか 5 路線の復旧工事を行う。

#### 2 実施内容等

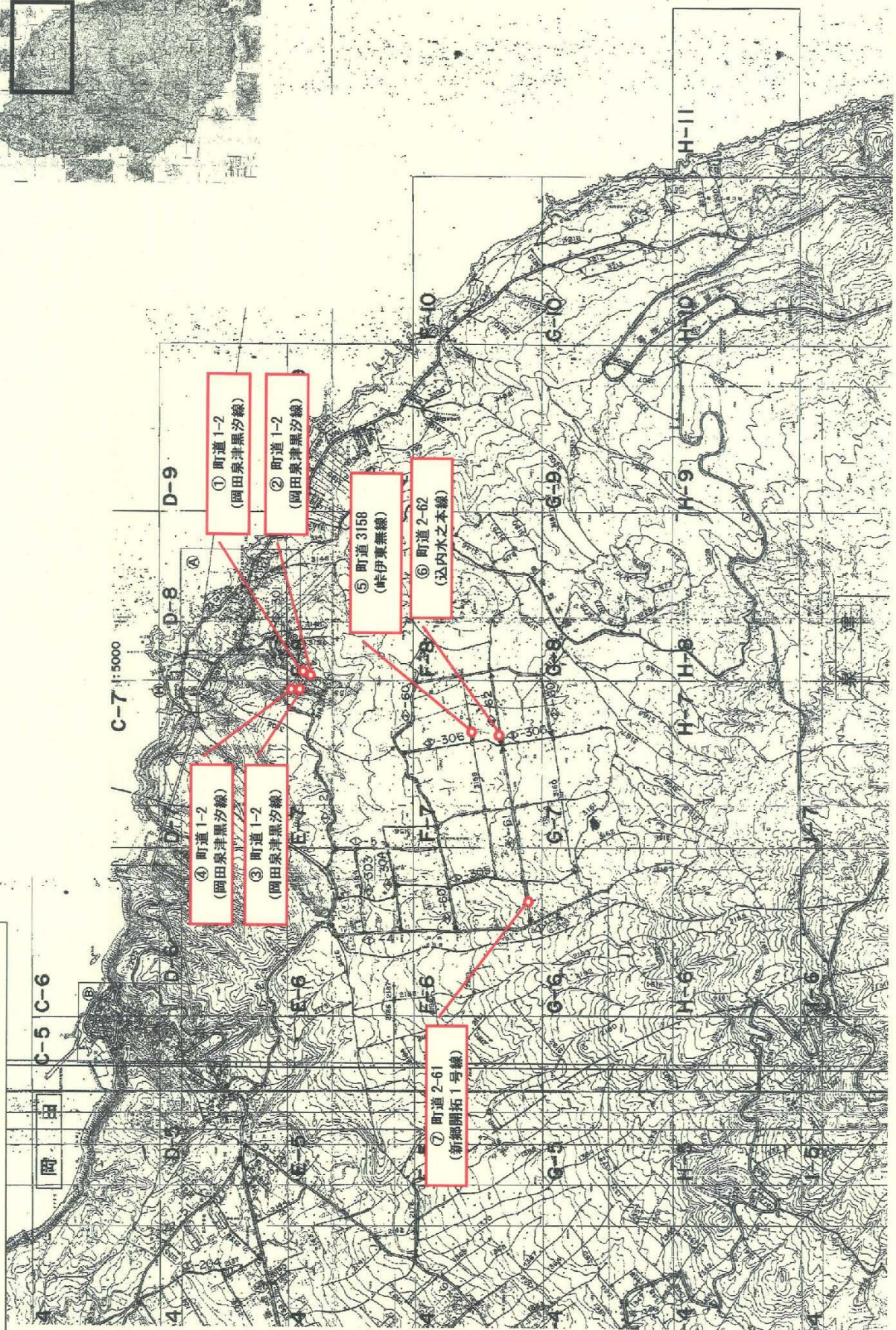
##### (1) 執行計画及び執行状況

| 年度       | 項目                                                                                         |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 25 年度 | ・災害査定                                                                                      |
| 平成 26 年度 | ・道路詳細設計<br>・保安林解除申請<br>・国立公園道路変更協議書提出、特別地域内の工作物新築許可申請書提出<br>・国交省との査定内容変更協議<br>・道路災害復旧工事 施工 |
| 平成 27 年度 | ・道路災害復旧工事 施工<br>・成功認定対応                                                                    |
| 平成 28 年度 | ・成功認定対応、会計検査対応                                                                             |

##### (2) 工期

- ・新高沢湯の浜線 :平成 26 年 7 月 14 日～平成 26 年 10 月 29 日
- ・湯場三原山線 :平成 26 年 9 月 10 日～平成 26 年 12 月 10 日
- ・岡田泉津黒汐線 :平成 27 年 5 月 14 日～平成 27 年 11 月 19 日
- ・峠伊東無線 :平成 26 年 10 月 29 日～平成 27 年 6 月 23 日
- ・込内水之本線 :平成 26 年 10 月 29 日～平成 27 年 6 月 16 日
- ・新郷開拓 1 号線 :平成 26 年 10 月 29 日～平成 27 年 6 月 30 日

# 泉津地区 復旧箇所位置図



# 大島町復興計画推進委員会

## 復旧・復興事業報告

観光産業課

### 大島町観光プール(仮称)建設工事

#### 1 事業概要

平成 25 年に発生した台風 26 号の土砂災害によって流出した弘法浜プールの再建に伴い、大島町観光プール(仮称)を新設する。

#### 2 実施内容等

(1)工事場所 東京都大島町元町 2 丁目 20 番 1(旧パレラメール跡地)

(2)敷地面積 7,410 m<sup>2</sup>

(3)工事概要

- ・ 管理棟 RC 造平屋建 建築面積 207.10 m<sup>2</sup> 延べ面積 162.00 m<sup>2</sup>
- ・ 競技用プール兼成人用プール(458 m<sup>2</sup>)水深平均 1.1～1.3m、FRP サンドイッチパネル 25m × 16.4m(7 コース)、12.0m × 4.0mサブプール付
- ・ 子供・幼児プール(143.39 m<sup>2</sup>)水深 0.7m及び 0.5mFRP サンドイッチパネル、キノコ形噴水及び子供用ウォーター滑り台付
- ・ 日除けパーゴラ・シェルター5基
- ・ 海水揚水ポンプ取替、一部既存施設使用
- ・ プールサイド舗装一式
- ・ 合併処理浄化槽 90人槽
- ・ 給排水及び海水給水配管工事
- ・ 周囲樹脂コートメッシュフェンス及び一部擁壁等工事

- ・ 緑化植栽及び防風フェンス及び周囲整備工事
- ・ 排水用側溝敷設及び町道横断水路敷設工事

#### (4) 工事期間

平成 27 年 5 月 14 日 ～ 平成 28 年 3 月 20 日

※平成 28 年夏季から運用開始

### 3 仮設プールの設置

平成 27 年度の夏季対策として弘法浜に子供プールを特設し子供の遊び場所を確保するための事業を実施する

#### (1) 設置期間

遊泳場開設期間と合わせ、同期間設置

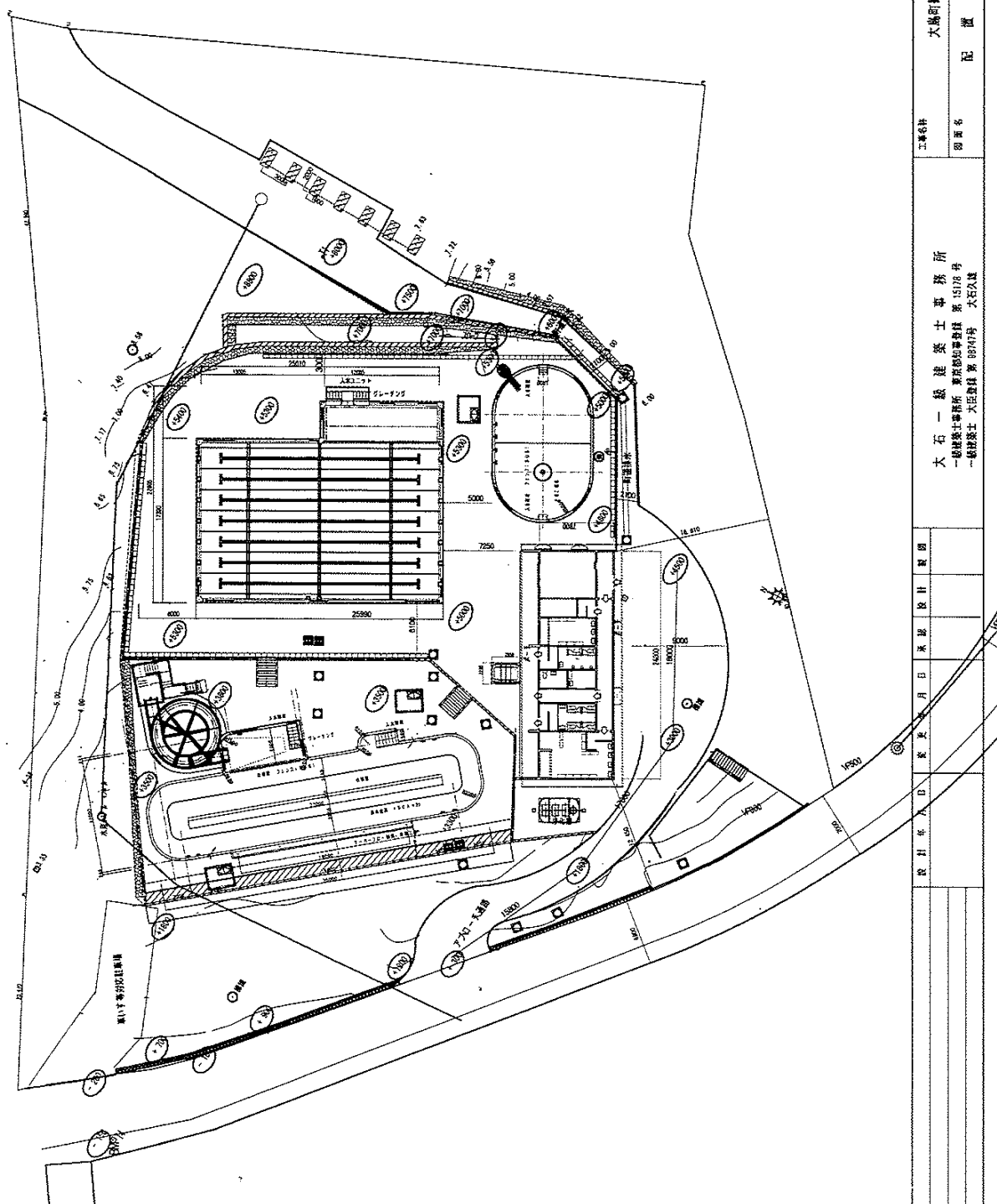
平成 27 年 7 月 25 日～平成 27 年 8 月 23 日(予定)

#### (2) 設置場所

弘法浜の砂浜部分(旧プール跡地北側)

#### (3) 運営方法

小学生以下・保護者同伴での利用を前提とし、監視員 1 名を常駐



|      |                                |           |       |         |
|------|--------------------------------|-----------|-------|---------|
| 図面番号 | A-06                           |           |       |         |
|      | 大島町観光ホテル(仮称)建設工事 起算図面          |           |       |         |
|      | 図面名                            | 配 置 計 画 図 | 縮 小 率 | S=1/300 |
| 工務名  | 大石 一 級 建 築 士 事 務 所             |           |       |         |
|      | 一級建築士事務所 東京都建設局 第 15178 号      |           |       |         |
|      | 一級建築士事務所 大田区建設局 第 05747 号 大石久直 |           |       |         |
| 設計者  | 設計者                            | 設計者       | 設計者   | 設計者     |
|      | 設計者                            | 設計者       | 設計者   | 設計者     |
|      | 設計者                            | 設計者       | 設計者   | 設計者     |
| 設計者  | 設計者                            | 設計者       | 設計者   | 設計者     |
|      | 設計者                            | 設計者       | 設計者   | 設計者     |
|      | 設計者                            | 設計者       | 設計者   | 設計者     |
| 設計者  | 設計者                            | 設計者       | 設計者   | 設計者     |
|      | 設計者                            | 設計者       | 設計者   | 設計者     |
|      | 設計者                            | 設計者       | 設計者   | 設計者     |

AC-A3 1/300→1/430

# 大島町復興計画推進委員会

## 復旧・復興事業報告

教育文化課

### 社会科副読本改訂事業

#### 1 事業概要

平成 26 年度社会科副読本改訂委員会を開催し、台風 26 号災害を掲載した副読本を平成 27 年度に配布する。

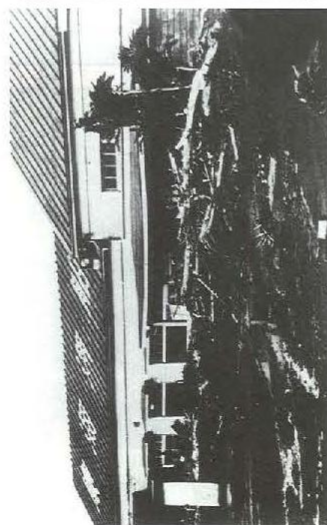
#### 2 実施内容等

- ・ 平成 26 年度に社会科副読本改訂委員会を5回開催し、改訂版完成
- ・ 平成 27 年度に小学校3年生、4年生へ配布

#### (4) 台風のさいがいからみんなを守る

大島には、一年に平均で2個から3個の台風が接近します。周りを海で囲まれていること（自然環境）などから、強風や高波、大雨などによる被害が発生することがあります。

【1958年9月26日に大島をおそった「狩野川台風」による被害】  
(昭和33年)



##### ○亡くなった人や

- 行方不明者：2名
- けがをした人：9名
- 山くずれ：6カ所
- がけくずれ：6カ所
- 流されたりこわされたりした家：120人以上

【2013年10月16日に大島に接近した「台風第26号」による被害】  
(平成25年)



- 亡くなった人：36名
- 行方不明者：3名
- 山くずれ・がけくずれ  
元町・岡田・泉津地区などを中心に多くの場所がくずれた。
- 流されたりこわされたりした家：400人以上

※平成26年12月現在

#### 台風のさいがいに備えて

大島では、少しでも被害が出ないように、石がきを積んだり、防風林を作ったり、砂防ダムを建設したりするなど、様々な工夫をしています。



消波ブロック（日の出浜）



風よけの石がき（泉津）



防災対策室と各所との衛星電話（町役場）



防風林（仲の原園地）



砂防ダム（大金沢上流）

○消防団の方々は、住民のために港の船を陸にあげる手伝いをしたり、土のうを積んだりするなど、被害を少なく食い止めるために協力しています。

○役場には、三原山の火山火や台風などの自然災害に備えて、「防災対策室」が設置されています。また、気象庁伊豆大島火山防災連絡事務所が併設されており、遠望監視システムなどにより、24時間体制で火山活動の状況などの情報を集めています。大島警署、東京都大島支庁、消防本部などと定期的に話し合う防災業務者会議を行って、みなさんの安全を守る努力をしています。

# 土砂災害防止法の改正と 今後の取り組みについて

平成26年8月豪雨により広島市北部で発生した土砂災害等を踏まえ、土砂災害から国民の命を守るため、土砂災害防止法（※）を改正しました。

（※）正式名称：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律



土砂災害防止法改正の契機となった平成26年8月豪雨 広島市安佐南区八木・緑井地区の土砂災害発生状況  
撮影：国土地理院

## ※平成26年改正のポイント

- 土砂災害の危険性のある区域の明示
- 安全な避難場所の確保等、避難体制の充実・強化
- 土砂災害警戒情報を法律上に明記  
市町村に対する通知と一般への周知を義務付け

平成27年4月  
国土交通省 水管理・国土保全局 砂防部

# 土砂災害防止法の概要

## ■土砂災害防止法の目的

土砂災害防止法は、平成11年6月の広島市、呉市等における大規模土砂災害を契機として、平成12年5月に制定、平成13年4月に施行されました。  
国民の生命及び身体を守るため、土砂災害のおそれのある区域について明らかにし、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限等のソフト対策を推進することを目的としています。

## ■土砂災害防止法に基づく取り組み

### 土砂災害防止対策基本指針の作成 [国土交通省]

- 土砂災害防止対策の基本的事項
- 土砂災害警戒区域等の指定指針
- 基礎調査の実施指針
- 土砂災害防止のための対策に関する指針
- 土砂災害警戒情報の通知及び周知等に関する指針
- 緊急調査の実施指針

### 基礎調査の実施 [都道府県]

- 土砂災害警戒区域の指定等のため、地形や土地利用状況等必要な調査を実施

各都道府県はおおむね5年程度で基礎調査を完了させることを目標としています

### 基礎調査結果の公表 [都道府県]

- 基礎調査の実施後、図面により速やかに結果を公表

### 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定[都道府県]

#### 土砂災害警戒区域(イエローゾーン)

土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがある区域

#### 土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)

土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域

### 土砂災害警戒区域等における対策 [都道府県又は市町村]

- 土砂災害警戒区域(イエローゾーン)に指定されると、市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に対する警戒避難体制に関する事項について定めることとなります。
- 平成26年改正により、避難場所や避難経路、避難訓練に関する事項、社会福祉施設、学校、医療施設などの要配慮者利用施設等に対する情報伝達等を市町村地域防災計画に定めることとしました。

- また、実際の避難行動に資するものとして、各地域における避難場所や避難経路を示したハザードマップが市町村により作成されます。
- 各戸配布のほか、市町村のHPでも公表されていますので、土砂災害からの円滑な避難のためには、事前にハザードマップで避難行動を確認しておくことが重要です。

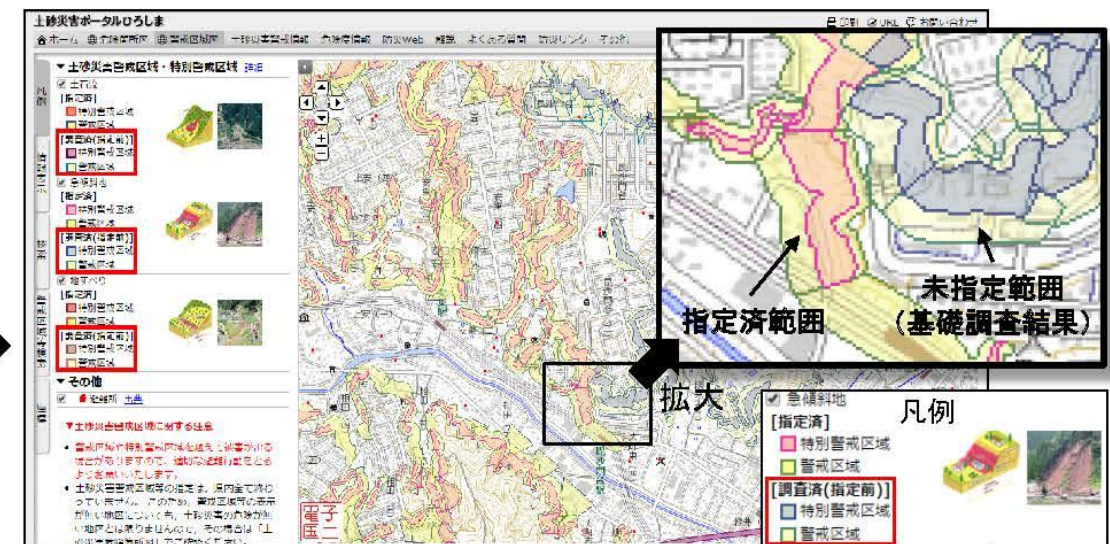
- 土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)に指定されると、住宅宅地分譲や社会福祉施設、学校、医療施設の建築のための行為は許可制となるほか、建築物の構造規制等の措置が講じられます。

※なお、土砂災害警戒区域等の区域内にある不動産(宅地又は建物)については、不動産取引の際の重要事項説明の対象とされています。

## 基礎調査結果の公表

※平成26年改正により新たに措置

住民に土砂災害の危険性をより早期に認識してもらい、区域指定を促進するため、平成26年改正により区域指定前の基礎調査の結果の段階で公表することとしました。基礎調査の結果は、都道府県のホームページ、都道府県の出先機関などで公表されます。



ホームページによる基礎調査結果の公表(広島県の例)

※具体的な閲覧方法等については、各都道府県の砂防担当部局へお問い合わせください。  
※なお、基礎調査結果の公表後、土砂災害警戒区域等に相当する範囲にある不動産(宅地又は建物)については、当該範囲に含まれること等を、不動産取引の際に説明することが望ましいとされています。  
また、当該範囲において開発行為の許可申請があった場合、許可権者は土砂災害の危険性や将来における区域指定の見込み等について注意喚起を行う等、適切に情報提供を行うこととしています。

## 警戒避難体制の充実・強化

※平成26年改正により拡充

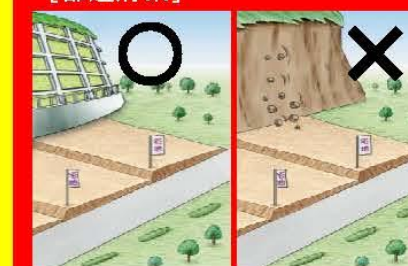
### ■警戒避難体制の整備 [市町村]

- 土砂災害に関する情報の収集・伝達、予報・警報の発令及び伝達に関する事項
- H26年改正により追加された事項
  - 避難場所や避難経路等に関する事項
  - 避難訓練に関する事項
  - 土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者利用施設等の名称・所在地及び情報伝達に関する事項
- 救助に関する事項
- その他必要な警戒避難体制に関する事項 等

### ■ハザードマップの作成・配付 [市町村]

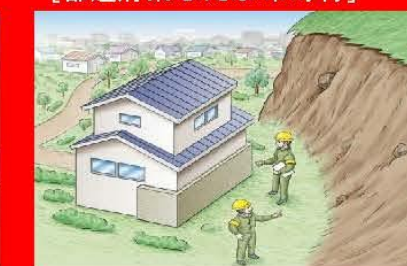


### ■特定開発行為に対する許可制 [都道府県]



住宅宅地分譲や要配慮者利用施設の建築のための行為は、基準に従ったものに限り許可されます。

### ■建築物の構造規制 [都道府県 または 市町村]



居室を有する建築物は、建築基準法施行令に定められた、作用すると想定される衝撃力に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認がされます。  
※安全な構造とするための改修に対する国からの支援制度があります【平成26年度拡充】。

### ■建築物の移転等の勧告 [都道府県]



著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。  
移転等については、住宅金融支援機構の融資や国からの支援制度等があります。

# 的確な避難のための情報提供

## 土砂災害警戒情報について

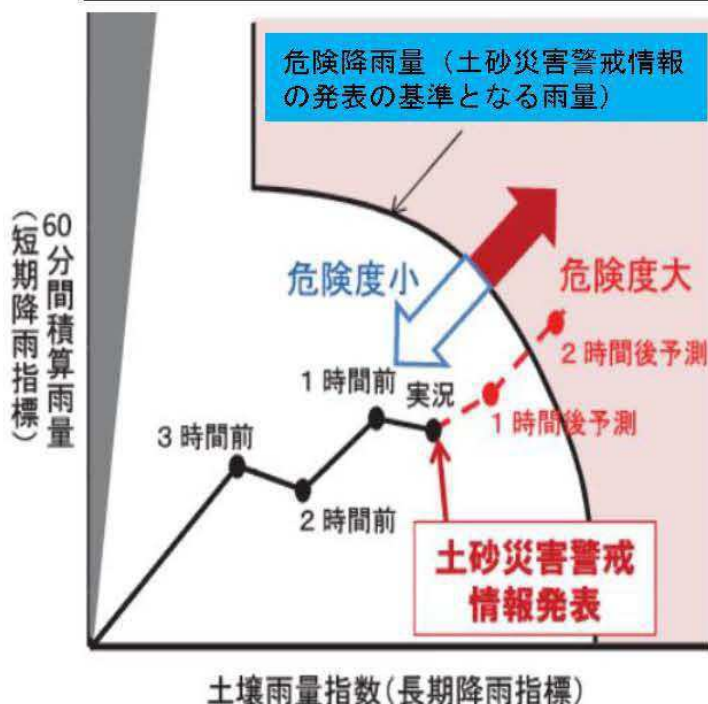
※平成26年改正により土砂災害防止法に位置付け

土砂災害警戒情報は、降雨による土砂災害の危険性が高まったときに、都道府県と気象台が共同で発表する情報です。

平成19年度から全国で運用されていましたが、平成26年改正により、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断に資する防災情報として土砂災害防止法に明確に位置づけられるとともに、都道府県知事から市町村長への通知及び一般への周知の措置が義務付けられました。

土砂災害警戒情報が発表された際は、市町村長は避難勧告等を発令することが基本となります。

## ■土砂災害警戒情報の発表



土砂災害警戒情報は、住民等の避難に要する時間を考慮し、実績降雨量に気象庁が提供するおおむね2時間先の予測降雨量を加味した降雨量が危険降雨量に達したときに、都道府県と気象台により共同で発表されます。

危険降雨量は、過去の降雨の状況及び土砂災害の発生状況等を総合的に勘案して、都道府県知事により設定されています。

土砂災害警戒情報は、テレビ、ラジオ、インターネットなどにより、住民等に対して周知されます。

より詳しい情報はこちらのパンフレットをご覧ください。  
「土砂災害警戒情報について」

[http://www.mlit.go.jp/river/sabo/sabo\\_ken\\_link/doshakei.pdf](http://www.mlit.go.jp/river/sabo/sabo_ken_link/doshakei.pdf)

## 緊急調査の実施と土砂災害緊急情報の発表

重大な土砂災害（河道閉塞や火山噴火に起因する土石流、河道閉塞による湛水<sup>(※1)</sup>、地滑り<sup>(※2)</sup>）の急迫している状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、国土交通省又は都道府県により緊急調査が実施されます。

緊急調査により得られた情報は、土砂災害緊急情報として、避難に資するため市町村長等に提供されます。

（※1）特に高度な技術を要するため国土交通省が実施 （※2）都道府県が実施

## 避難勧告等の発令時に住民がとるべき行動

避難勧告等の発令時には危険な区域から一刻も早く立退き避難を行うことが必要ですが、地域によって土砂災害の形態や規模が大きく異なることや、時間帯や降雨の状況によってもとるべき行動は変わってきます。状況に応じた適切な判断ができるよう、日頃から土砂災害に関する正しい知識を身につけ、いざというときには命を守るために自ら判断して行動することが重要です。

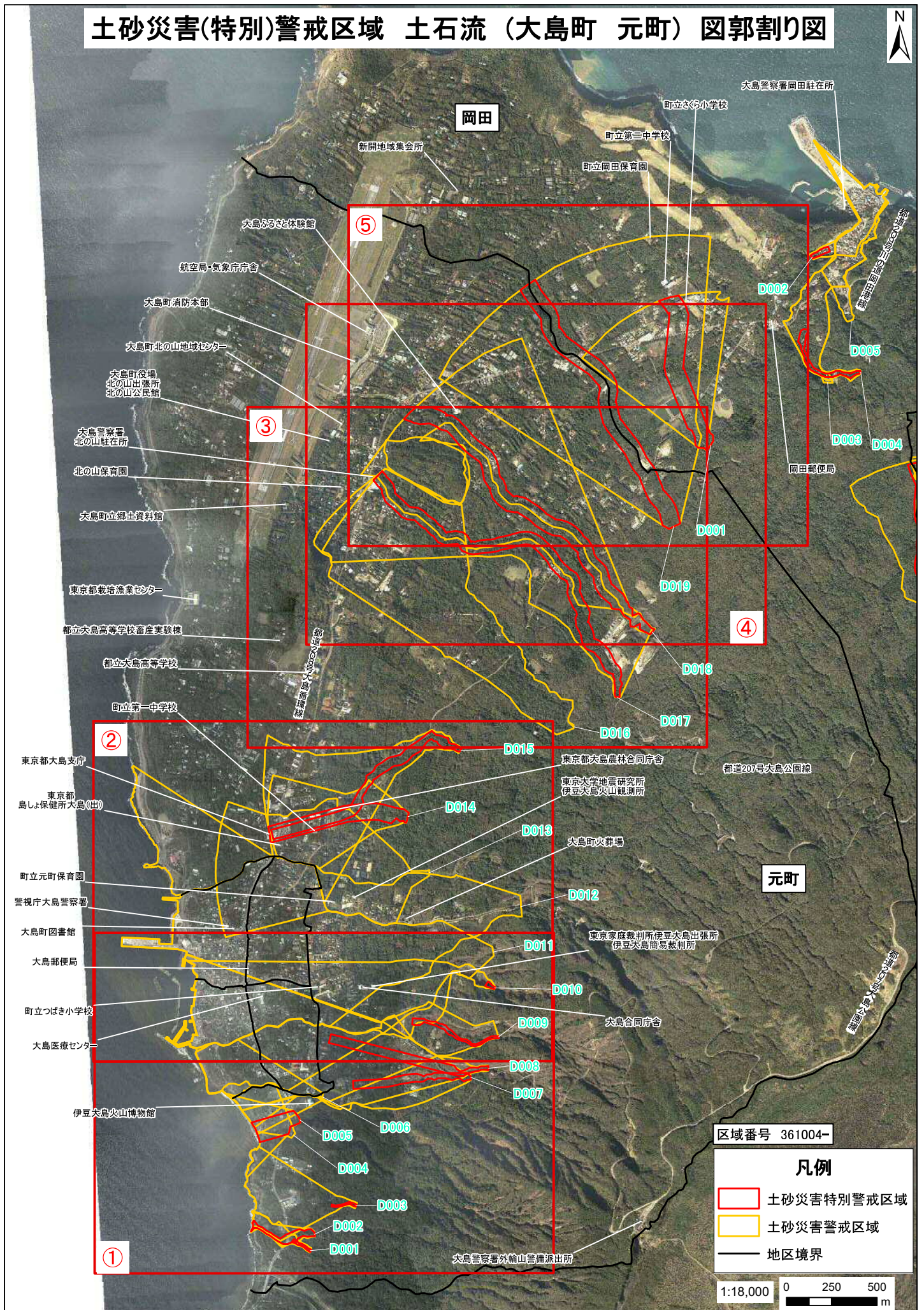
【問い合わせ先】 国土交通省 水管理・国土保全局 砂防部 砂防計画課

電話：03-5253-8111（代表） 03-5253-8466（直通）

※ 各都道府県の基礎調査、区域指定の進捗状況は国土交通省砂防部のHP

（<http://www.mlit.go.jp/river/sabo/linksinpou.htm>）より確認できます。各地域における土砂災害警戒区域の指定状況や、基礎調査結果の公表方法等については、各都道府県の砂防担当部局までお問い合わせください。

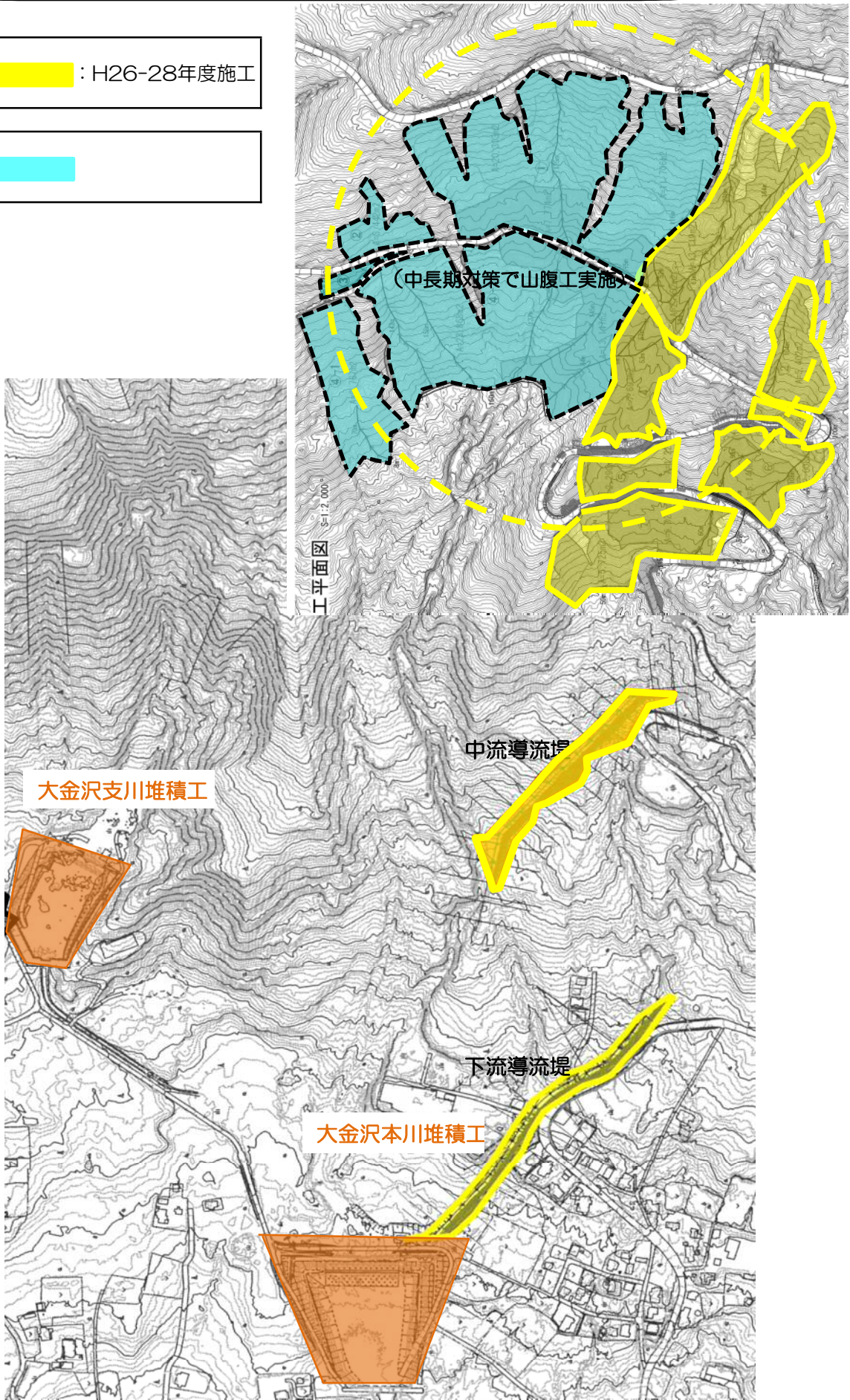
# 土砂災害(特別)警戒区域 土石流（大島町 元町）図郭割り図



平成26年度以降大島土砂災害対策事業実施箇所図及び実施工事内容

平成26年度以降工事実施箇所

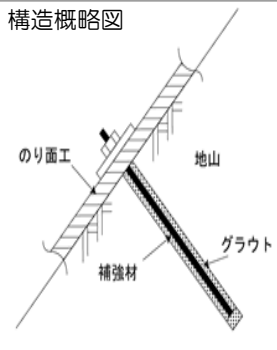
|       |                                                                                                |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 短期対策  |  : H26-28年度施工 |
| 中長期対策 |               |



短期対策工事実施内容

- 山腹工対象範囲全域において、表層土砂の流出を仮止めし、早期の植生回復にもつなげる『航空実播工』を行う。
- 山腹工の実施にあたり、土質の脆い箇所では『鉄筋挿入工』、傾斜の緩い箇所では『鋼製柵工』を行う。

山腹工 (H26~28)  
(斜面安定化工)



(鋼製柵工)



■大金沢山腹工左支川のスケジュール

|      | 平成26年度                                                                              | 平成27年度                                                                                   | 平成28年度                                                                                |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 詳細設計 |  |                                                                                          |                                                                                       |
| 用地測量 |  |  土地評価 |                                                                                       |
| 用地買収 |                                                                                     |      |   |
| 工事   |                                                                                     |     |  |

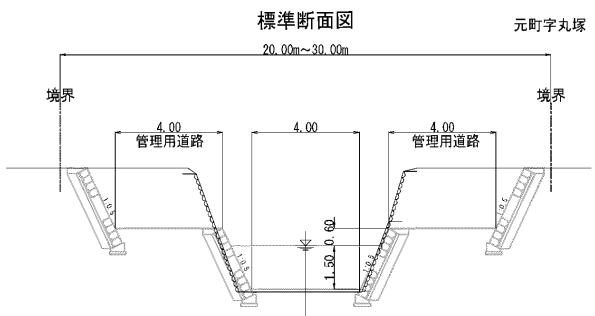
導流堤工 (H26~28)



■大金沢流向制御工のスケジュール

|         | 平成25年度                                                                                | 平成26年度                                                                                | 平成27年度以降                                                                                   |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 詳細設計    |  |  |                                                                                            |
| 用地測量    |                                                                                       |  |  土地評価 |
| 用地買収    |                                                                                       |                                                                                       |       |
| 支川制御工工事 |  |                                                                                       |                                                                                            |
| 下流制御工工事 |                                                                                       |  |                                                                                            |
| 中流制御工工事 |                                                                                       |                                                                                       |       |

【参考】 管理用通路工

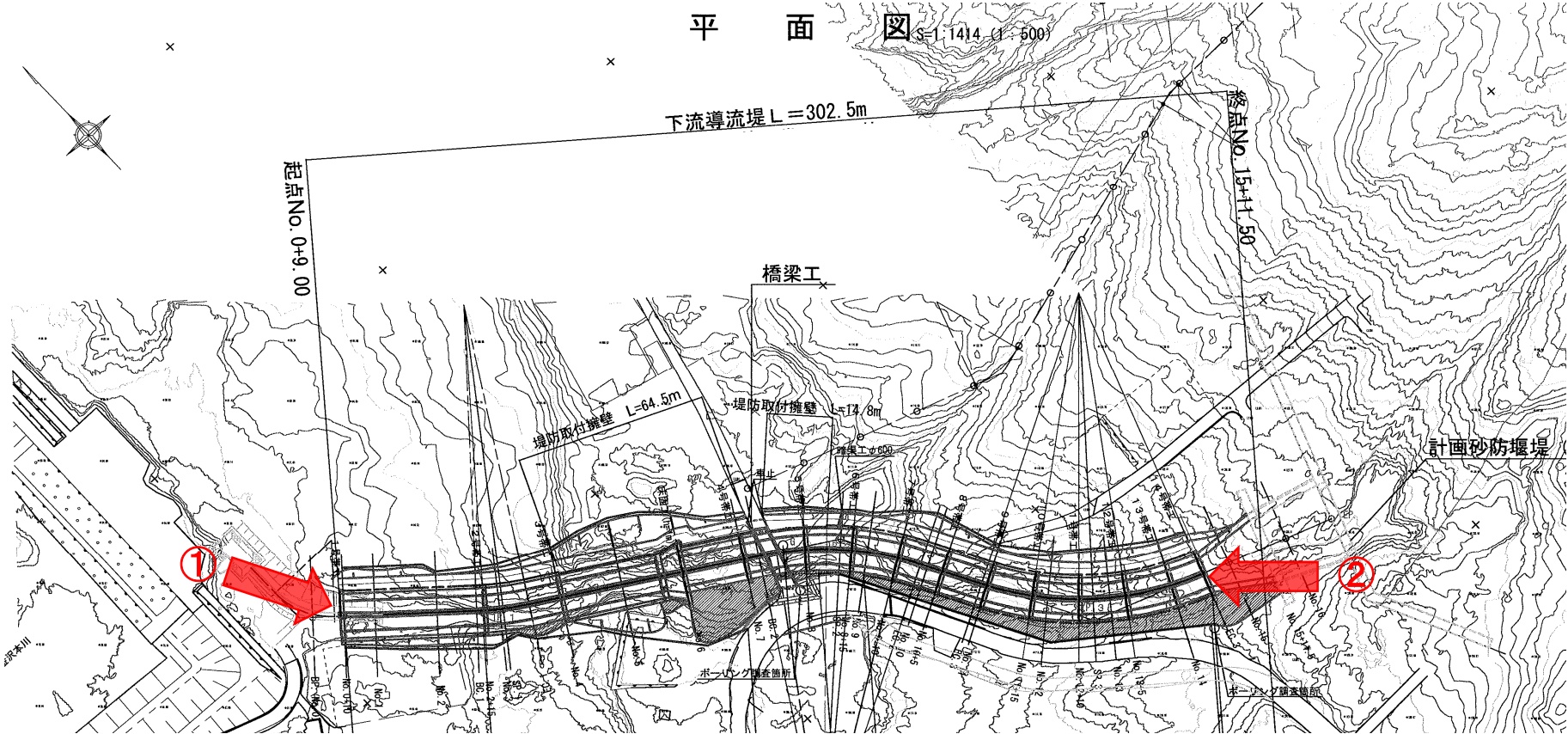


■管理用通路工事のスケジュール

|      | 平成26年度                                                                                | 平成27年度                                                                                     | 平成28年度以降                                                                              |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 詳細設計 |  |                                                                                            |                                                                                       |
| 用地測量 |  |  土地評価 |                                                                                       |
| 用地買収 |                                                                                       |       |  |
| 工事   |                                                                                       |                                                                                            |  |



施工状況写真（平成27年 4月25日 撮影）



撮影方向 ① 下流～上流



撮影方向 ② 上流～下流



## 平成27年度 復興事業実施計画

事業名 排水整備事業(都道)

大島支庁 土木 課

| ① 事業概要                                                                                                                                          |                  |                                 |                                                                                                                                               |        |    |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|----|
| 大島町復興計画 復興の柱2 主な施策方針 ①地域基盤の整備 2-1-4に“被災した地域一帯における雨水排水整備計画の策定”が示されている。これに基づき、平成26年度は元町地区の雨水排水の現況調査と雨水排水検討委託を実施したことから、平成27年度以降、必要に応じて対策工事を実施していく。 |                  |                                 |                                                                                                                                               |        |    |
| ② 執行計画及び執行状況                                                                                                                                    |                  |                                 |                                                                                                                                               |        |    |
| 雨水排水現況調査                                                                                                                                        | 平成27年度           | 大島高校流域にて現況調査実施予定                |                                                                                                                                               |        |    |
| 雨水排水検討                                                                                                                                          | 平成27年度           | 各流域ごとに雨水排水計画を立案し、整備手法について検討     |                                                                                                                                               |        |    |
|                                                                                                                                                 | 平成28年度以降         | 緊急性や整備効果が高い路線について工事に関する調査及び詳細設計 |                                                                                                                                               |        |    |
|                                                                                                                                                 | 平成28年度以降         | 各流域ごとに、計画立てて整備に関する調査及び設計        |                                                                                                                                               |        |    |
| 雨水排水対策工事                                                                                                                                        | 平成27年度           | 緊急性や整備効果が高い路線について、可能な箇所から工事開始   |                                                                                                                                               |        |    |
|                                                                                                                                                 | 平成28年度以降         | 各流域ごとに、計画立てて順次整備                |                                                                                                                                               |        |    |
| ③ 進捗管理線表                                                                                                                                        |                  |                                 |                                                                                                                                               |        |    |
| 項目                                                                                                                                              | 第1・四半期           | 第2・四半期                          | 第3・四半期                                                                                                                                        | 第4・四半期 | 備考 |
| 雨水排水現況調査                                                                                                                                        |                  | ○大島高校流域に関する現況調査                 |                                                                                                                                               |        |    |
| 雨水排水検討                                                                                                                                          | ○雨水排水計画立案、整備手法検討 |                                 |                                                                                                                                               |        |    |
|                                                                                                                                                 |                  | ○緊急性や整備効果の高い路線の調査及び詳細設計         |                                                                                                                                               |        |    |
| 雨水排水対策工事                                                                                                                                        |                  | ○緊急性や整備効果の高い路線の工事               |                                                                                                                                               |        |    |
| (注) …は執行計画、―は執行状況、○は予定年月日、●は実施年月日                                                                                                               |                  |                                 |                                                                                                                                               |        |    |
| ④ 課題                                                                                                                                            |                  |                                 | ⑤ 対策                                                                                                                                          |        |    |
| ・都道の排水は、町道や砂防の流域も含めた検討が必要<br><br>・雨水排水計画の立案には、流域ごとの重要性の評価や整備手法の検討が必要<br><br>・緊急性や整備効果の高い路線については、早期の工事開始に向けた検討が必要                                |                  |                                 | ・町道排水の検討委託、及び砂防の検討と併せて進めていく<br><br>・流域ごとの重要性は各項目における評価点数の合計により評価する手法を検討、整備手法については国や都の補助金について調査。<br><br>・早期に委託受託者を決定し、地元調整や現場調査を進め、設計や積算を進めていく |        |    |
| (参考) 関連事業の動き                                                                                                                                    |                  |                                 |                                                                                                                                               |        |    |
|                                                                                                                                                 |                  |                                 |                                                                                                                                               |        |    |



表紙写真：広島県広島市安佐南区伴東1丁目安川左支川



# 土砂災害防止法

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」について

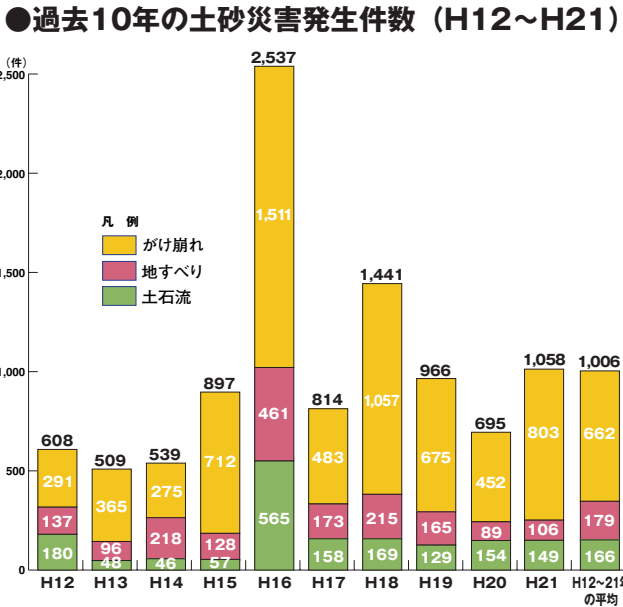
発行：全国地すべりがけ崩れ対策協議会

制作：特定非営利活動法人砂防広報センター

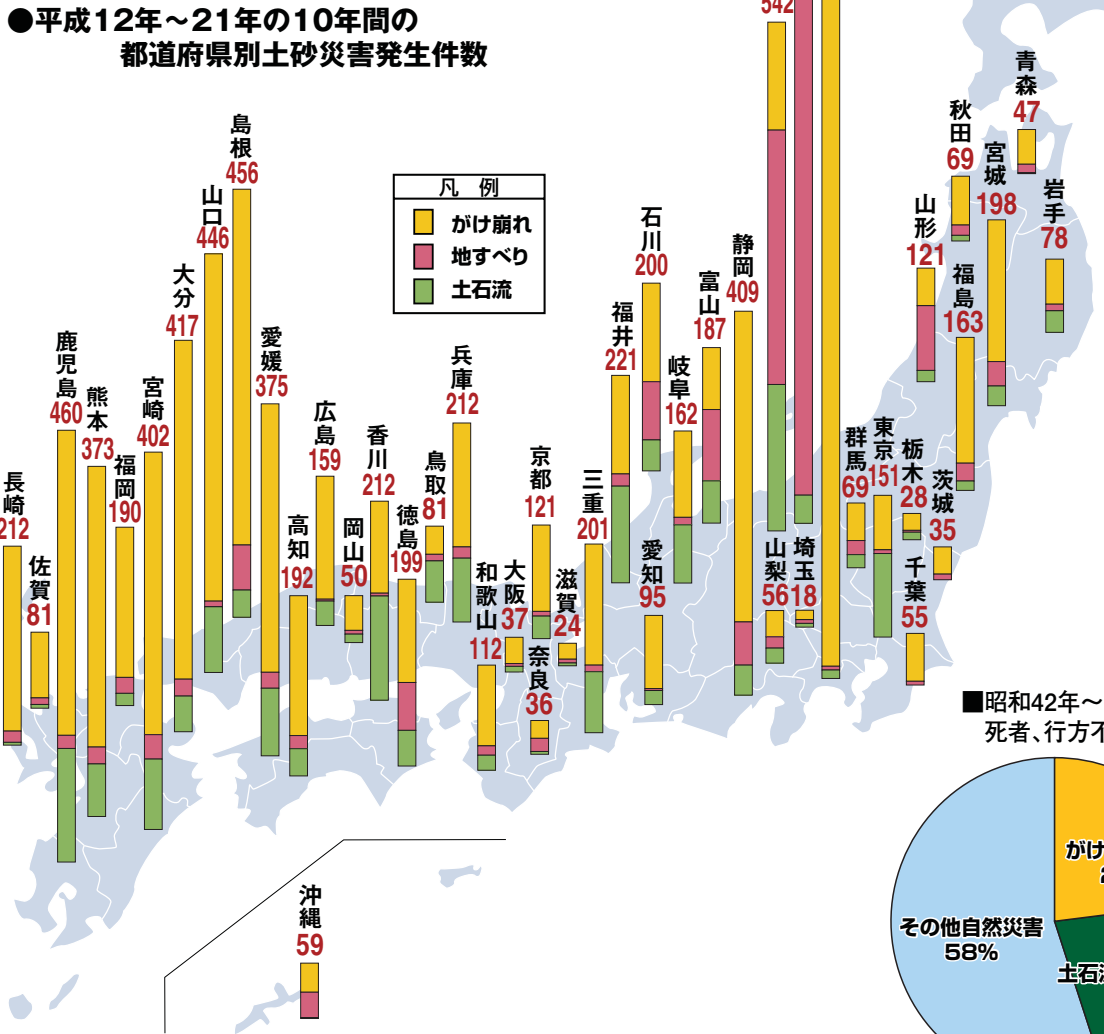
# 近年の土砂災害発生状況

土砂災害は毎年のように発生しており、私たちの暮らしに大きな被害を与えています。

## ●過去10年の土砂災害発生件数（H12～H21）

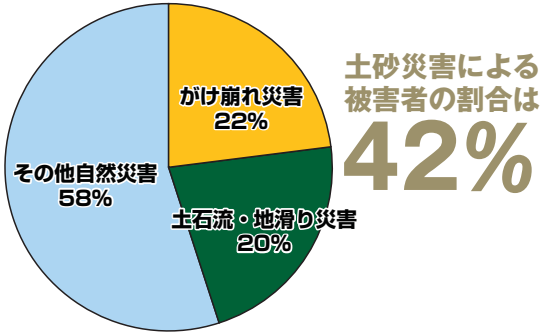


## ●平成12年～21年の10年間の都道府県別土砂災害発生件数



| 都道府県 | 土石流   | 地すべり  | がけ崩れ  | 合計     |
|------|-------|-------|-------|--------|
| 北海道  | 42    | 13    | 56    | 111    |
| 青森県  | 1     | 9     | 37    | 47     |
| 岩手県  | 23    | 7     | 48    | 78     |
| 宮城県  | 21    | 26    | 151   | 198    |
| 秋田県  | 6     | 11    | 52    | 69     |
| 山形県  | 12    | 69    | 40    | 121    |
| 福島県  | 10    | 19    | 134   | 163    |
| 茨城県  | 0     | 6     | 29    | 35     |
| 栃木県  | 8     | 2     | 18    | 28     |
| 群馬県  | 14    | 15    | 40    | 69     |
| 埼玉県  | 4     | 4     | 10    | 18     |
| 千葉県  | 0     | 4     | 51    | 55     |
| 東京都  | 89    | 4     | 58    | 151    |
| 神奈川県 | 9     | 4     | 780   | 793    |
| 新潟県  | 30    | 756   | 363   | 1,149  |
| 山梨県  | 16    | 12    | 28    | 56     |
| 長野県  | 156   | 271   | 115   | 542    |
| 富山県  | 45    | 76    | 66    | 187    |
| 石川県  | 33    | 62    | 105   | 200    |
| 岐阜県  | 62    | 8     | 92    | 162    |
| 静岡県  | 32    | 46    | 331   | 409    |
| 愛知県  | 15    | 2     | 78    | 95     |
| 三重県  | 65    | 7     | 129   | 201    |
| 福井県  | 103   | 13    | 105   | 221    |
| 滋賀県  | 3     | 4     | 21    | 28     |
| 京都府  | 24    | 5     | 92    | 121    |
| 大阪府  | 6     | 3     | 28    | 37     |
| 兵庫県  | 68    | 12    | 132   | 212    |
| 奈良県  | 3     | 14    | 19    | 36     |
| 和歌山県 | 16    | 10    | 86    | 112    |
| 鳥取県  | 44    | 7     | 30    | 81     |
| 島根県  | 29    | 48    | 379   | 456    |
| 岡山県  | 9     | 4     | 37    | 50     |
| 広島県  | 26    | 2     | 131   | 159    |
| 山口県  | 70    | 6     | 370   | 446    |
| 徳島県  | 38    | 51    | 110   | 199    |
| 香川県  | 111   | 3     | 98    | 212    |
| 愛媛県  | 72    | 17    | 286   | 375    |
| 高知県  | 29    | 14    | 149   | 192    |
| 福岡県  | 13    | 17    | 160   | 190    |
| 佐賀県  | 4     | 7     | 70    | 81     |
| 長崎県  | 3     | 12    | 197   | 212    |
| 熊本県  | 56    | 18    | 299   | 373    |
| 大分県  | 38    | 18    | 361   | 417    |
| 宮崎県  | 75    | 26    | 301   | 402    |
| 鹿児島県 | 121   | 14    | 325   | 460    |
| 沖縄県  | 1     | 27    | 31    | 59     |
| 合計   | 1,655 | 1,785 | 6,624 | 10,064 |

## ■昭和42年～平成20年までの自然災害による死者、行方不明者の数の内訳



※1 平成7年兵庫県南部地震による死者・行方不明者は除く  
全自然災害については消防庁調べ、土砂災害については国土交通省砂防部調べによる

# 土砂災害防止法の概要

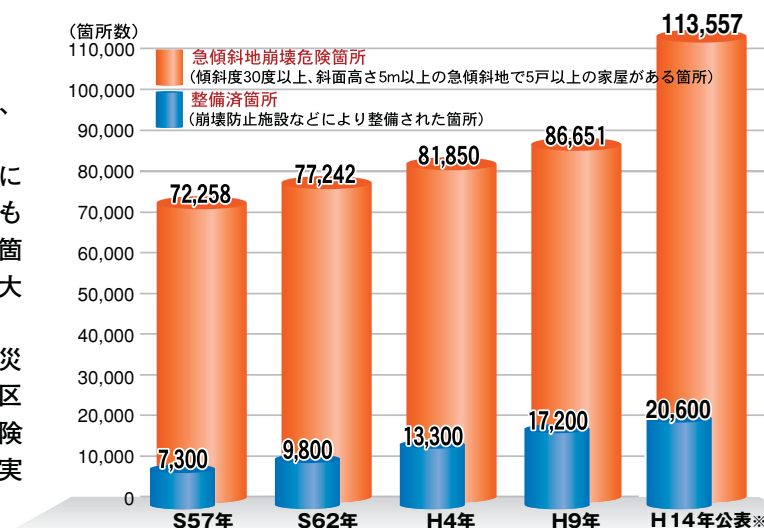
（『土砂災害防止法』とは） 土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、開発行為の制限、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。

## 「土砂災害防止法」制定の背景

土砂災害は毎年のように全国各地で発生しており、私たちの暮らしに大きな被害を与えています。

また、その一方で、新たな宅地開発が進み、それに伴って土砂災害の発生するおそれのある危険な箇所も年々増加し続けています。そのようなすべての危険箇所を対策工事により安全な状態にしていくには、膨大な時間と費用が必要となってしまいます。

そのような災害から人命や財産を守るため、土砂災害防止工事等のハード対策と併せて、危険性のある区域を明らかにし、その中で警戒避難体制の整備や危険箇所への新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を充実させていくことが大切なのです。



●急傾斜地崩壊危険箇所数と整備箇所数の推移

※急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのうち、Ⅰ：「人家5戸以上等の箇所」

対象となる土砂災害：急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り

## 土砂災害防止対策基本指針の作成 [国土交通大臣]

- ・土砂災害防止のための対策に関する基本的事項
- ・基礎調査に関する指針
- ・土砂災害特別警戒区域等の指定方針
- ・土砂災害特別警戒区域内の建築物の移転等の方針

## 基礎調査の実施 [都道府県]

- ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域指定等のための調査

## 土砂災害警戒区域の指定 [都道府県知事]

〈土砂災害のおそれがある区域〉

### ●情報伝達、警戒避難体制の整備 [市町村防災会議※]

※市町村防災会議を設置しない市町村は市町村長

### ●警戒避難に関する事項の住民への周知 [市町村長]

〈警戒避難体制〉

- ・市町村地域防災計画（災害対策基本法）

## 土砂災害特別警戒区域の指定 [都道府県知事]

〈建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域〉

### ●特定の開発行為に対する許可制

対象：住宅宅地分譲、社会福祉施設等のための開発行為

### ●建築物の構造規制（都市計画区域外も建築確認の対象）

### ●土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告

### ●勧告による移転者への融資、資金の確保

〈建築物の構造規制〉

- ・居室を有する建築物の構造基準の設定（建築基準法）

〈移転支援〉

- ・住宅金融支援機構

## 基礎調査の実施

都道府県が、溪流や斜面及びその下流など土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、土地利用状況等について調査します。



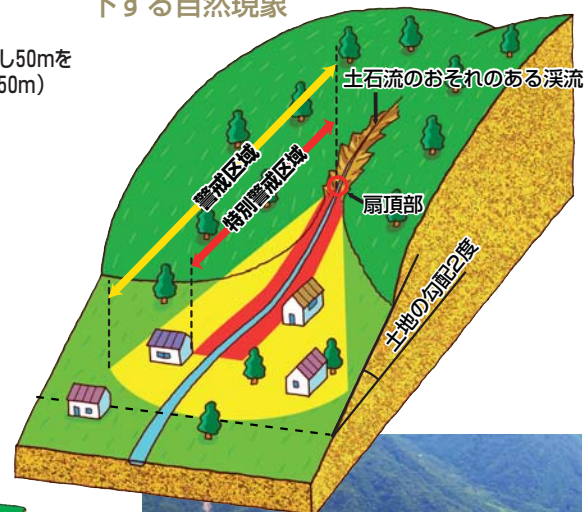
### 急傾斜地の崩壊

※傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象



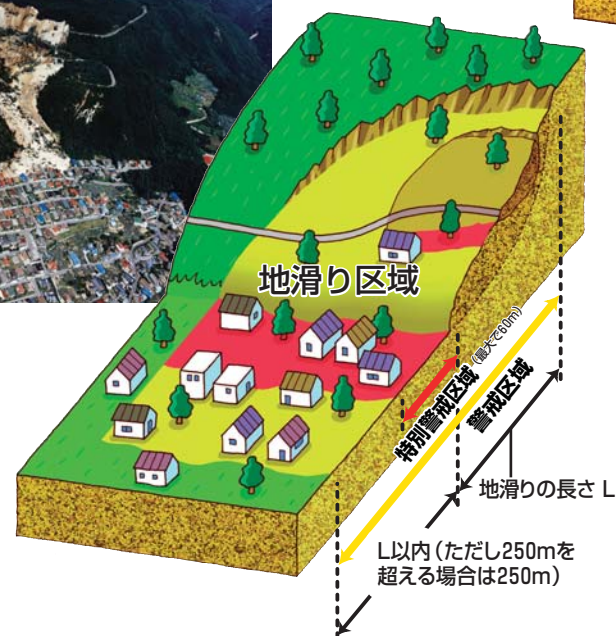
### 土石流

※山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象



### 地滑り

※土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象



## 区域の指定

基礎調査を実施して、土砂災害のおそれのある区域等を指定します。

### 土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）

#### ■ 急傾斜地の崩壊

- イ 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
- ロ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- ハ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域

#### ■ 土石流

土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域

#### ■ 地滑り

- イ 地滑り区域（地滑りしている区域または地滑りするおそれのある区域）
- ロ 地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離（250mを超える場合は、250m）の範囲内の区域

### 土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）

急傾斜地の崩壊等に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域。

※ただし、地滑りに係る土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさについては、作用した時から30分間が経過した時において作用するものとされている。また、地滑りに係る特別警戒区域は地滑り区域の下端から60mの範囲内で指定することとされている。

## 土砂災害警戒区域

土砂災害のおそれがある区域

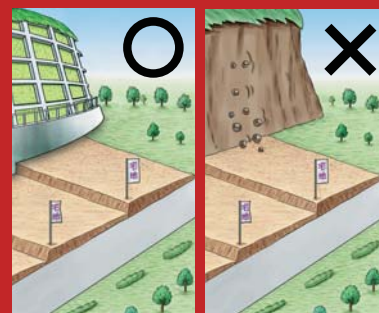


**警戒避難体制の整備**  
土砂災害から生命及び身体を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られます。  
【市町村】

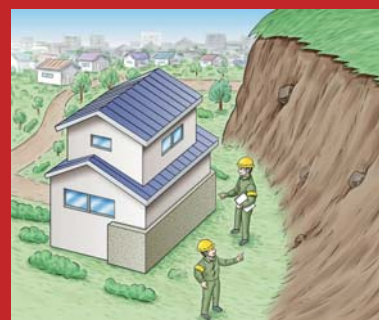
警戒区域では

## 土砂災害特別警戒区域

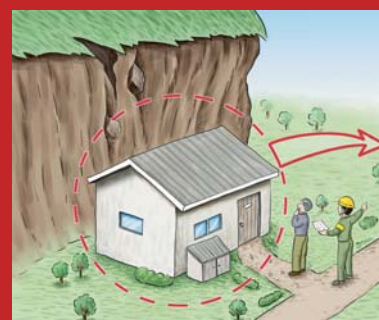
土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域



**特定の開発行為に対する許可制**  
住宅地分譲や災害時要援護者関連施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可されます。  
【都道府県】



**建築物の構造規制**  
居室を有する建築物は、作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認がされます。  
【建築主事を置く地方公共団体等】



**建築物の移転勧告**  
土砂災害時に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。  
【都道府県】

特別警戒区域ではさらに

# 土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

## 1. 市町村地域防災計画への記載

土砂災害を防止・軽減するためには、土砂災害が生ずるおそれのある区域において土砂災害に関する情報の収集・伝達、予警報の発令及び伝達、避難、救助等の警戒避難体制を確立しておくことが大切です。このため、土砂災害に関する警戒避難体制について、その中心的役割を担うことが期待される市町村防災会議が策定する市町村地域防災計画において、警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項を定めることとされています。

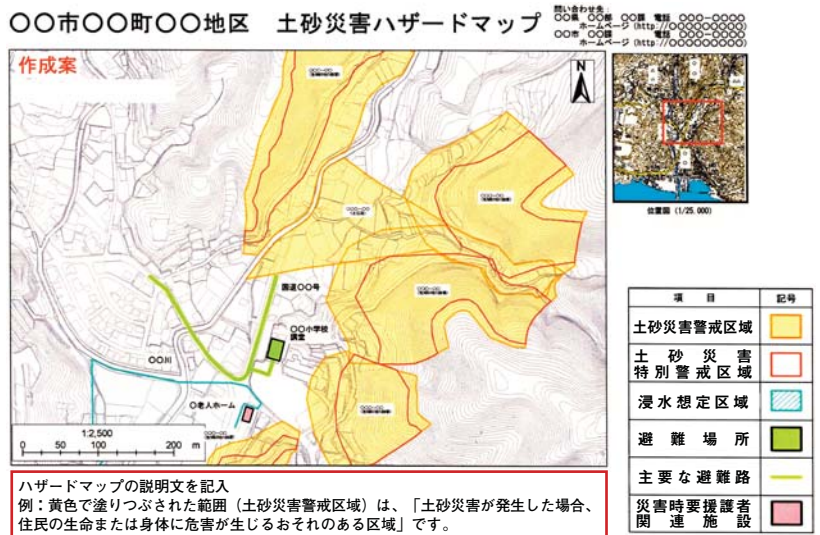
## 2. 災害時要援護者関連施設利用者のための警戒避難体制

高齢者、障害者、乳幼児等、自力避難が困難なため土砂災害の犠牲者となりやすい災害時要援護者の利用する施設が警戒区域内にある場合には、市町村地域防災計画において災害時要援護者の円滑な警戒避難を実施するため、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めることとされています。



## 3. 土砂災害ハザードマップによる周知の徹底

土砂災害による人的被害を防止するためには、住居や利用する施設の存する土地が土砂災害の危険性がある地域かどうか、緊急時にはどのような避難を行うべきか、といった情報が住民等に正しく伝達されていることが大切です。このため、市町村長は市町村地域防災計画に基づいて区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれがある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布し、その他必要な措置を講じることとなっています。



## 4. 宅地建物取引における措置

警戒区域では、宅地建物取引業者は、当該宅地又は建物の売買等にあたり、警戒区域内である旨について重要事項説明を行うことが義務づけられています。

地域住民

防災への備え  
避難所の確認  
自主避難

自助

ボランティア  
NPO

連携

災害時要援護者等への支援  
自主防災組織の設立  
避難訓練の実施

共助

協働参画

警戒避難体制の整備  
土砂災害警戒区域等の情報提供  
復旧・復興

公助

国・都道府県・市町村

### 土砂災害に備えるために

土砂災害の危険から身を守るのはあなた自身です。家や職場の周囲は安全ですか？危険な場所を点検し、防災情報を収集するなど「日頃の備え」を万全にし、いざとなったら「早めの避難」を心がけましょう。

住民の一人ひとりが、土砂災害に対する確かな判断をし、行動をとるために、行政は、専門的かつ技術的な事項について、的確な情報提供をはじめとする手助けを行います。

### 行政の「知らせる努力」と住民の「知る努力」で 土砂災害による人的被害をゼロに。



## 土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

### 1. 特定の開発行為に対する許可制

特別警戒区域では、住宅宅地分譲や社会福祉施設、学校及び医療施設といった災害時要援護者関連施設の建築のための開発行為については、土砂災害を防止するために自ら施行しようとする対策工事の計画が、安全を確保するために必要な技術的基準に従っているものと都道府県知事が判断した場合に限って許可されることになります。

### 2. 建築物の構造の規制

特別警戒区域では、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある建築物の損壊を防ぐために、急傾斜地の崩壊等に伴う土石等が建築物に及ぼす力に対して、建築物の構造が安全なものとなるようにするために、居室を有する建築物については建築確認の制度が適用されます。すなわち区域内の建築物の建築等に着手する前に、建築物の構造が土砂災害を防止・軽減するための基準を満たすものとなっているかについて、確認の申請書を提出し、建築主事の確認を受けることが必要になります。

### 3. 建築物の移転等の勧告及び支援措置

急傾斜地の崩壊等が発生した場合にその住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある建築物の所有者、管理者又は占有者に対し、特別警戒区域から安全な区域に移転する等の土砂災害の防止・軽減のための措置について都道府県知事が勧告することができるになっています。

特別警戒区域内の施設整備にかかる防災工事や区域外への移転等に対しては、以下のような支援措置があります。

#### ①住宅金融支援機構の融資

地すべり等関連住宅融資は、特別警戒区域からの移転勧告に基づく家屋の移転、代替住宅の建設、土地の取得等に必要な資金の融資を受けられます。（融資金利の優遇措置有）

#### ②住宅・建築物安全ストック形成事業による補助

特別警戒区域内にある構造基準に適合していない住宅（既存不適格住宅）を特別警戒区域から移転し、代替家屋の建設を行う者に対し、危険住宅の除去等に要する費用及び危険住宅に代わる住宅の建設に要する費用の一部が補助されます。（平成21年度より「がけ地近接等危険住宅移転事業」を住宅・建築物安全ストック形成事業に統合）※補助制度を実施していない市町村もあります。

#### ③地域住宅交付金事業による補助

地方公共団体により交付金事業が行われている場合には、土砂災害特別警戒区域内にある構造基準に適合していない住宅（既存不適格住宅）の補強・改築を行う者に対し、危険住宅の補強・改築に要する費用の一部が市町より補助されます。

### 4. 宅地建物取引における措置

特別警戒区域では、宅地建物取引業者は、特定の開発行為において、都道府県知事の許可を受けた後でなければ当該宅地の広告、売買契約の締結が行えず、当該宅地又は建物の売買等にあたり、特定の開発行為の許可について重要事項説明を行うことが義務づけられています。



# 土砂災害防止法のあゆみ

## ◆平成11年

- 6月29日 「広島災害」（土砂災害発生件数325件、死者24名）  
7月 8日 建設省防災国土管理推進本部を開催。  
「総合的な土砂災害対策に関するプロジェクトチーム」の設置を決定

## ◆平成12年

- 2月 4日 河川審議会答申「総合的な土砂災害対策のための法制度のあり方について」  
3月14日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律案」閣議決定（第147回国会に提出）  
4月18日 参議院において全会一致で可決  
4月26日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律案」に対する付帯決議※可決  
4月27日 衆議院において全会一致で可決  
5月 8日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」公布（平成12年 法律第57号）

## ◆平成13年

- 3月28日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令」公布（平成13年 政令第84号）  
「建築基準法施行令の一部を改正する政令」公布（平成13年 政令第85号）  
3月30日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則」制定  
（平成13年 国土交通省令第71号）  
4月 1日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」施行  
7月 9日 「土砂災害防止対策基本指針」制定（平成13年国土交通省告示策1119号）

## ◆平成15年

- 3月31日 広島県において、全国初の土砂災害警戒区域等の指定を実施（13箇所）

## ◆平成17年

- 5月 2日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布  
（平成17年法律第37号）  
6月 1日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令」公布  
（平成17年国土交通省令第62号）  
7月 1日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行

## ◆平成18年

- 3月31日 土砂災害警戒区域等指定箇所数（35府県14,296箇所）  
9月25日 土砂災害防止対策基本指針を変更（平成18年国土交通省告示第1131号）

## ◆平成20年

- 3月31日 土砂災害警戒区域等指定箇所数（全都道府県85,190箇所）

## ◆平成21年

- 12月31日 土砂災害警戒区域等指定箇所数（全都道府県153,034箇所）

※）付帯決議

平成12年4月26日、衆議院建設委員会において「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律案」に対する付帯決議が可決された。内容は以下の通り。

- 1 本法による土砂災害の防止のための対策の円滑かつ適正な実施が確保されるよう、土砂災害に関する国民の理解を深めるために必要な措置を講じ、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の促進が図られるよう努めること。また、指定に当たっては、関係市町村や関係住民の意見が反映されるよう努めること。
- 2 土砂災害防止対策基本指針については、本法施行後速やかに定めるよう努めること。また、基本指針に基づき行われる基礎調査等都道府県の事務が円滑かつ的確になされるよう支援に努めること。
- 3 国及び地方公共団体は、土砂災害に対して迅速な警戒避難措置がとれるよう、情報相互通報システムの整備、雨量観測体制の整備等の推進及び支援に努めること。